

広域認定制度申請の手引き

〔 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9及び第15条の4の3に
基づく廃棄物の広域的処理に係る特例制度の申請要領 〕

最終改訂 令和3年9月

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課（一般廃棄物所管）
廃棄物規制課（産業廃棄物所管）

目 次

第1章	はじめに	2
第2章	新規認定の申請	9
第3章	変更認定の申請	23
第4章	変更届出（軽微な変更の届出）	26
第5章	廃止届出（事業の全部又は一部の廃止の届出）	28
第6章	報告書の提出	30
第7章	認定後に適用を受ける規定	32
第8章	運用上の注意事項等	34
	本制度に関するお問い合わせ先	35
	申請書等の記載例	36

第1章 はじめに

広域認定制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の9及び第15条の4の3に規定され、環境大臣が廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者を認定し、この者について廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度です。

本制度の申請のために必要な手続き等については、法並びにそれに基づく廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）の関係規定に基づいて行われることになります。

本手引きでは、これらの規定の内容を具体的に解説することにより、申請手続きの円滑化を図ることを目的としています。

1.1 制度の概要

広域認定制度は、拡大生産者責任に則り、製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の行程に関与することで、効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進め、ひいては廃棄物の適正な処理を確保することを目的としています。

本制度では、廃棄物の広域的な処理を行う者として環境大臣の認定を受けた者（以下「広域的処理認定業者」という。）（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）について、地方公共団体ごとの廃棄物処理業の許可を不要とします。その一方で、廃棄物の適正な処理を確保するため、認定に際しては、廃棄物の種類、広域的処理の内容の基準、人的基準及び施設基準の4つの観点からその対象範囲を定め審査が行われるとともに、認定後においては処理基準の遵守、帳簿の記載及び保存の義務等の通常の許可業者に準じた各種規定が適用されます。

1.2 対象となる廃棄物

1.2.1 産業廃棄物

本制度の対象となる産業廃棄物は、次のいずれにも該当する必要があります。

【施行規則第12条の12の8】

- 1 通常の運搬状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないもの
- 2 製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造（当該製品の原材料又は部品の製造を含む。）、加工又は販売の事業を行う者（これらの者が設立した社団、組合その他これらに類する団体（法人であるものに限る。）及び当該処理を他人に委託して行う者を含む。以下「製造事業者等」という。）が行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの

【補足説明】

- 1の「通常の運搬状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないもの」とは、動植物性残さや動物系固形不要物等、通常の運搬等の短期間内において容易に腐敗、又は揮発等をし、その性状の変化により生活環境の保全上の支障が生ずる廃棄物は広域的な処理に適さず、本制度の対象とはならないという趣旨です。

従って、運送の際に、容易に腐敗、又は揮発等その性状の変化により生活環境の保全上の支障が生じないよう特別の配慮を要する製品については、「通常の運搬状況の下」とはいえず、本制度の対象となりません。

また、特別管理産業廃棄物についても、制度の対象とはしていますが、通常の運搬方法において性状が変化せず、生活環境の保全上の支障が生じないものが対象となります。

- 2の「製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造事業者等が行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの」とは、製品の流通網の掌握や、製品の性状・構造を熟知している製造事業者等が処理を担うことにより、規模の長所を生かした処理や高度な再生処理等が期待できる等、第三者にはない適正処理のための効果が得られる場合が対象となるという趣旨です。そのため、ただ単に他人の廃棄物を広域的に処理するという場合は本制度の対象とはなりません。

＜参考＞自社製品と他社製品の区別

本制度は、製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の行程に関与することで、効率的な再生利用等を推進し、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進めることが目的です。自社製品と他社製品との区別が外見上可能（製造番号や刻印等）であることが必要であり、例えば、発泡スチロールやPPバンド等、外見では他社製品と区別がつかないようなもの場合は、どのようにして他社製品と区別できるのかがポイントとなります。

2における「製品」^{※1}として、製造事業者等が自ら製造、加工又は販売を行った製品に加え、当該製品と一体的に販売される他社の製品、当該廃棄物にやむを得ず混入してしまったものについても、当該認定に係る一連の処理行程において適正な処理が確実に行われる場合には、本制度の対象となります。

また、一定の要件^{※2}を満たすと審査において認められた場合には、自社製品に付随して回収される程度の他社製品についても、本制度の対象となります。ただし、一定の要件を満たす場合であっても、予め審査において認められていない場合は対象となりません。

※1 「製品」には、容器、包装、建物等も含み、「製造、加工又は販売」には、輸入業等も含まれます。

※2 「一定の要件」とは、次のような要件をいずれも満たすものです。

- ・申請者が当該製品シェアの大宗（直近3箇年程度に渡り出荷台数ベースでシェアの9割を越えていること）を占め、市中に存在する他社製品の量が軽微なものであること。
- ・パソコンや電池のように、業界内において製品の形状・素材等に関し統一の規格等が存在すること。
- ・廃棄物となる前の使用方法について、自社製品と同一の使用法で使われる他社製品で、使用に伴って性状に大きな変化を生ずるものではなく（ただし、通常の使用に伴う劣化程度のものを除く）、廃棄物としての性状、排出形態も自社製品と同一であり、自社製品と同一の回収拠点、処理行程、処理方法で適正に処理できること。また、広域認定に基づく処理による回収が行われる前に、自社製品と同一のものにするための前処理（洗浄、除去、無害化等）等の必要がないこと。

1.2.2 一般廃棄物

一般廃棄物については、環境省告示により認定の対象となる廃棄物が、次のとおり定められています。この告示に示した品目については、製造事業者等における取組等の状況、使用済み製品の廃棄・処理等の状況等を勘案し、広域認定制度の趣旨に沿うものについてその対象としているところです。その他の関係事項は産業廃棄物と同様です。

広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物

平成15年11月28日環境省告示第131号

最終改正 令和3年2月2日環境省告示第8号

- 1 廃スプリングマットレス（スプリングマットレス又はその部品若しくは附属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- 2 廃パーソナルコンピュータ（パーソナルコンピュータ又はその部品若しくは附属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- 3 廃密閉型蓄電池（密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池が一般廃棄物となったものをいう。）
- 4 廃開放型鉛蓄電池（開放型鉛蓄電池が一般廃棄物となったものをいう。）
- 5 廃二輪自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する小型自動車（二輪自動車に限る。）若しくは軽自動車（二輪自動車に限る。）が一般廃棄物となったものをいう。）
- 6 廃FRP船（FRP（ガラス繊維を熱硬化性樹脂を用いて積層することにより成型したものをいう。）を使用した船舶が一般廃棄物となったものをいう。）
- 7 廃消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に規定する消火器若しくはその部品若しくは附属品又は消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号）第1条の2から第8条までの規定に適合する消火薬剤が一般廃棄物となったものをいう。）
- 8 廃火薬類（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類が一般廃棄物となったものをいう。）
- 9 廃印刷機（印刷機又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- 10 廃携帯電話用装置（携帯電話用装置又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- 11 廃乳母車（乳母車又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- 12 廃乳幼児用ベッド（乳幼児用ベッド又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- 13 廃幼児用補助装置（道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- 14 加熱式たばこの喫煙用具（加熱式たばこの喫煙用具又はその部品若しくは附属品が一般廃棄物となったものをいう。）

1.3 申請の対象者

本制度の申請を行う対象となる事業者等は、以下のとおりです。

【施行規則第6条の14及び第12条の12の9】

認定の申請は、当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする製造事業者等が、単独に又は共同して行うものとする。

(1) 基本的な考え方

本制度は、製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の行程に関与することで、効率的な再生利用等を促進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進めることを目的としているため、本制度の申請対象者は、主に製品の製造・加工事業者を想定しています。輸入製品などの販売のみを行っている事業者については、本制度の目的を達成できる場合に限って申請の対象としています。また、法人・個人ともに本制度の対象となります。しかし、自社の製品以外の廃棄物については、原則として本制度により処理することはできません。

なお、申請者である製造事業者等が、当該廃棄物の処理の一部又は全部を他人に委託して行う場合も本制度の対象となります。

(2) 社団法人・組合等

製造事業者等で構成されていると認められる社団、組合その他これらに類する団体（法人であるものに限る。）も認定を受けることができます。しかしながら、当該団体とその構成員は異なる主体であるため、団体を認定した場合、当該団体として行う処理は本制度の特例の対象となりますが、その構成員が独自に行う処理についてはその団体の行為ではないため、本制度の特例の対象にはなりません。また、申請者である社団法人、協同組合その他これらに類する団体が、製造事業者等としての責任（不適正処理による原状回復義務等）を担保できない場合、製造事業者等の構成員が責任を負う体制を整備する必要があります。

構成員が製造する製品について団体として処理を行うものとして認定を受けている事例には以下があります。

〈一般廃棄物〉

認定番号	認定年月日	一般廃棄物の種類	認定を受けた者
平成16年第1号	平成16年6月30日	廃パーソナルコンピュータ	一般社団法人パソコン3R推進協会
平成17年第8号	平成17年11月29日	廃FRP船	一般社団法人日本マリン事業協会
平成19年第2号	平成19年3月30日	廃火薬類	一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会
平成21年第3号	平成21年12月28日	廃消火器	一般社団法人日本消火器工業会
平成24年第4号	平成24年4月10日	廃密閉型蓄電池（密閉型鉛蓄電池）又は廃開放型鉛蓄電池	一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会
平成30年第4号	平成30年9月3日	廃密閉型蓄電池	一般社団法人JBR C

〈産業廃棄物〉

認定番号	認定年月日	産業廃棄物の種類	認定を受けた者
第 39 号	平成 16 年 12 月 2 日	小形充電式電池	一般社団法人 J B R C
第 83 号	平成 17 年 11 月 29 日	F R P を使用した船舶	一般社団法人日本マリン事業協会
第 136 号	平成 19 年 12 月 28 日	繊維製品（合成繊維又は合成樹脂を含むものに限る）	協同組合エコログ・アソシエーション
第 153 号	平成 20 年 9 月 30 日	情報処理機器	一般社団法人パソコン 3 R 推進協会
第 169 号	平成 21 年 3 月 31 日	ボタン電池（酸化銀電池、アルカリボタン電池および空気亜鉛電池）	一般社団法人電池工業会
第 171 号	平成 21 年 4 月 27 日	ユニフォーム	社団法人環境生活文化機構
第 175 号	平成 21 年 12 月 9 日	ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機及びじやん球遊技機	日本遊技機工業組合
第 179 号	平成 21 年 12 月 28 日	消火器、移動式粉末消火設備及びパッケージ型消火設備	一般社団法人日本消火器工業会
第 216 号	平成 24 年 4 月 10 日	自動車用（二輪車用等を含む）鉛蓄電池	一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会
第 232 号	平成 26 年 1 月 6 日	繊維製品	一般社団法人日本循環型社会形成推進協会
第 242 号	平成 26 年 12 月 5 日	人工大理石	一般社団法人日本人工大理石リサイクル協会
第 271 号	平成 29 年 8 月 29 日	塩化ビニール製壁紙	一般社団法人日本壁装協会
第 274 号	平成 30 年 1 月 30 日	車載用リチウムイオンバッテリー	一般社団法人自動車再資源化協力機構

(3) 共同申請

認定の申請は、同一性状の製品を製造する事業者等が共同で行うことができ、さらに、複数の製造事業者等が共同で申請する場合は、代表申請者を設定し、認定に係る事務を一元化することができます。それにより、処理に係る責任を連帯して負うこととなりますが、共同で申請した他社の製品も取り扱うことが可能となります。しかしながら、共同で申請した場合においても、共同で申請した事業者等が製造等した製品以外の廃棄物を処理することは原則できませんが、一定の要件を満たす場合は、他社製品を扱うことが可能です（P 4 参照）。

共同で申請する場合は、「共同申請者一覧」（P 57 参照）を申請書に別途添付し、さらに代表申請者を設定する場合は、代表申請者以外の製造事業者等は代表申請者にその事務を委任するための「同意書」（P 58 参照）を作成する必要があります。また、共同申請者が互いに他社製品も取り扱う場合は、代表申請者も含め、別途その旨の同意書（P 59 参照）を添付してください。

なお、共同申請により認定を取得した場合において、認定取得後に共同申請者が追加される場合は、変更の認定の申請ではなく、新規の認定の申請を行う必要があるため注意が必要です。

(4) OEM^{※3}製品等の取り扱い

対象の廃棄物がOEMによって生産された製品であっても、申請することは可能です。ただし、製造事業者等（委託元）が単独で申請する場合、製造事業者等（委託元）が製造受託者（OEM企業）に対して当該製品の設計等に関与しており、製造事業者等が当該認定に係る処理を行うことにより、再生又は処理しやすい製品設計へ反映させることが可能であることが必要です。

製造事業者等（委託元）が製品設計に関与せず、製品設計及び生産を全面的に製造受託者（OEM企業）が担っている場合は、当該製品を製造・販売している製造事業者等（委託元）と当該製品の性状について十分な知識を有している製造受託者（OEM企業）両者の共同申請として申請することによって、委託元のブランドとして販売される製品を回収することが可能です。

なお、製造事業者等（委託元）が製品設計に関与していない場合において、製造受託者（OEM企業）が単独で申請することは可能ですが、製造事業者等（委託元）が販売する製品のうち、製造受託者（OEM企業）が製造した製品以外は回収できません。また、認定に係る廃棄物の排出事業者（ユーザー）と製造受託者（OEM企業）が直接委託契約を締結する必要があり、運用段階で製造事業者等の協力が得られることが必要となります。

^{※3} 「OEM」(Original Equipment Manufacturing) とは、相手先企業の商標（ブランド）をつけて販売される完成品や半成品の受注生産を行うこと。

第2章 新規認定の申請

2.1 申請の流れ

(1) 本制度に対する照会・構想の相談

申請希望者は、具体的な申請手続きに入る前に、申請希望者の持つ構想が本制度に適したものであるか否かを判断するため、本手引きを確認し、別紙3「一連の処理の行程図」、別紙4-1「廃棄物の処理方法」、別紙4-2「廃棄物の処理方法」及び別紙8-1「処理管理体制」の作成等により構想を具体化させたいうえで、当該構想が本制度に適したものであるかについて、事前に申請希望者の所在地（申請希望者が法人の場合は本社所在地）を管轄している環境省地方環境事務所（P35参照）にご相談ください。

(2) 事前確認

地方環境事務所において、概ね申請希望者の構想が本制度に適したものであると判断された場合、申請希望者は処理に係る体制を法や広域的処理の認定の各基準に照らし合わせながら具体的に構築し、それを反映させた形で申請書類を作成し、地方環境事務所の了解が得られた後、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（産業廃棄物）で事前確認を受けてください。ただし、一般廃棄物については、直接、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課で事前確認を受けて下さい。

なお、一般廃棄物と産業廃棄物を同時に申請する場合、申請書類は、それぞれの廃棄物ごとに作成してください。

(3) 審査（申請書類の提出）

申請書類は、一般廃棄物については、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課の担当官の了解を得た後、同課へ提出してください。産業廃棄物については、環境省地方環境事務所担当官の了解が得られたら、申請書類を環境省の担当窓口（廃棄物規制課）に提出してください。申請書類に不備がない場合は受理し、正式な審査を開始します。

審査では、申請内容の認定基準への適合や行政処分の有無等の確認を行います。必要に応じて現地調査による確認も行う場合があります。（事前確認の段階で行う場合もあります。）

(4) 標準処理期間

新規申請の認定に係る標準処理期間は3箇月です。審査の進捗等に係る連絡はいたしませんので、環境省からの連絡をお待ちください。なお、この期間は、環境省の担当者が申請書類を受理した日から認定日までの期間（申請書類の受理後書類の不備が発覚した場合の補正期間は除く。）であり、事前確認に係る期間は含まれません。

2.2 認定の基準

新規認定の申請者は、施行規則に規定する3つの基準を満たす必要があります。

(1) 広域的処理の内容の基準

【施行規則第6条の15及び第12条の12の10】

- 1 当該申請に係る処理を当該製造事業者等が行うことにより、当該処理に係る廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
- 2 当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）の事業の内容が明らかであり、かつ、当該者に係る責任の範囲が明確であること。
- 3 当該申請に係る一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること。
- 4 （法第15条の4の3第3項において準用する）法第9条の9第9項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。
- 5 当該申請に係る処理の行程において廃棄物処理基準等に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることとされていること。
- 6 当該申請に係る処理を他人に委託して行い、又は行おうとする場合にあっては、経理的及び技術的に能力を有すると認められる者に委託するものであること。
- 7 二以上の都道府県の区域において当該申請に係る廃棄物を広域的に収集することにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
- 8 再生（再生が行われないものにあつては、熱回収）を行った後に埋立処分を行うものであること。
- 9 その他環境大臣が定める基準に適合していること。

【補足説明】

- 1における「当該処理に係る廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの」とは、製品の流通網を掌握し、製品の性状・構造を熟知している製造事業者等が処理を担うことにより、効率的な処理や高度な再生処理、再生処理しやすい製品の開発が期待できる等、第三者にはない適正処理のための効果が得られる場合が対象となるという趣旨です。そのため、ただ単に他人の廃棄物を広域的に処理するという場合は本制度の対象とはなりません。
- 2における「事業の内容が明らかであり、かつ、当該者に係る責任の範囲が明確であること」とは、当該申請に係る処理において、収集運搬を行う者、処分を行う者等、誰が何を行うのか、その事業の内容と責任の範囲が明確であるということを求めています。なお、申請する事業の範囲外の者に処理を委託する場合は、廃棄物処理業の許可

を有している業者（施設の許可を要する廃棄物処理施設を有する者にあつては施設の許可を受けていること。）に委託することが必要です。

○3における「統括して管理する体制」とは、その方法は任意ですが、例えば電子物流管理システムの活用や産業廃棄物管理票制度に準じた方法の採用等により、当該廃棄物に係る排出から最終処分までの一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制を設け、申請者が常に広域的処理に係る廃棄物の状況について把握し、不適正処理を未然に防止できるものであることを求めています。したがって、申請者が処理を他人に委託する場合においても、申請者が収集運搬の状況（誰が、いつ、何を、どこへ運んだか）、処分の状況（誰が、いつ、何を、どのような方法で処分したか）を把握し、処理の状況を排出事業者に報告するとともに、適正処理が行われるよう監視、指導する必要があります。

また、この管理体制により「第6章 報告書の提出」が確実に行えるようにしておく必要があります。

○4における「（法第15条の4の3第3項において準用する）法第9条の9第9項の規定の趣旨」とは、当該製造事業者等が当該申請に係る処理を他人に委託する場合には、当該処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなくてはならないというものであり、3における「統括して管理する体制」の他、当該委託を受ける者に対して当該廃棄物を扱うために必要な知識の提供、技術の指導を行う等の措置が講じられていることを求めています。

○5における「廃棄物処理基準等」とは、一般廃棄物においては一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物においては産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準のことをいいます（以下同様）。したがって、広域的処理認定に係る処理であっても、一般廃棄物処理業者や産業廃棄物処理業者等と同様の基準が適用されているということを認識し、法を遵守し、適正な処理を行うことを求めています。

○5における「生活環境に係る被害を防止するために必要な措置」とは、当該申請に係る処理の行程において廃棄物処理基準等に適合しない処理が行われた場合において、それに伴い生活環境に係る被害が生じた場合、又は被害が生じるおそれがある場合、3のとおり申請者は一連の処理の行程を統括して管理する責任を有するものであることから、広域的処理を他人に委託する場合であっても、不適正な処理を行った者に対して支障の除去を行うよう指導し、当事者が行わない場合は自ら支障の除去を行う等申請者がその責任に基づいた措置を講ずるものであることを求めています。

○6における「経理的及び技術的に能力を有する」とは、広域的処理の委託を受ける者が事業を的確かつ継続して行えるような経理的基礎を有しており、また、当該廃棄物を処理するにあたっての技術的な能力を有しているという趣旨です。

○7における「二以上の都道府県の区域において当該申請に係る産業廃棄物を広域的に収集することにより、当該産業廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの」とは、地方公共団体ごとに行われている廃棄物処理業の許可業務を国が代わって行うというのではなく、廃棄物の広域的な処理を行うことにより、行わない場合と比べて規模のメリットにより効率的なリサイクルが促進される等、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものに対して、廃棄物処理業の許可が不要となる特例を設けるという趣旨です。ただ単に二以上の都道府県の区域において収集すれば本制度の対象となるというわけではなく、製造事業者等の製品の販売エリア等の事業の実態を踏まえて、処理事業の範囲が適切かを判断します。

○8における、「再生（再生が行われないものにあつては、熱回収）」とは、当該廃棄物の処理においては循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第7条に規定する「循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則」に則り、再使用、再生利用、熱回収の優先順位に従わなければならないという趣旨です。そのため、単なる焼却や埋立をすることは対象とならず、焼却による熱回収についてはその廃棄物の性状から直接再生利用するよりも熱回収することが適切な場合に限り対象とします。また、再生に関する方法は、再生により得た再生品が、製品や原料として利用が確実になされるものであることが必要です。再生により得た再生品が、その用途がなく、利用されずに廃棄物となるようなものは、認められません。

（2） 広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準

【施行規則第6条の16及び第12条の12の11】

- 1 当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 2 当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 3 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。【一般廃棄物】
- 3 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。【産業廃棄物】
- 4 不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から五年を経過しない者に該当しないこと。
- 5 その他環境大臣が定める基準に適合していること。

【補足説明】

○1における「知識及び技能を有する」とは、法全体を把握したうえで、当該廃棄物の性質、特徴、取扱方法、環境に与える影響等を熟知し、かつ、当該処理を的確に行うための技術、能力を有するということを求めています。したがって、申請者は、当該処理を他人に委託する場合であっても、当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有している状態を常に確保しておくことが必要です（詳細についてはP20^⑮参照）。

- 2における「経理的基礎を有する」とは、一般に、少なくとも利益が計上できていること、自己資本比率が最低10%を超えていること、債務超過の状態でないこと、税金が納付されていない期間がないこと等が必要です。これを判断するため、財務諸表、有価証券報告書、納税証明書等の書類の内容を審査します。
- 3における「法第7条第5項第4号イからル」は一般廃棄物処理業に関する欠格要件、「法第14条第5項第2号イからへ」は産業廃棄物処理業に関する欠格要件をいいます。
- 4における「不利益処分」とは、法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）又は施行令第4条の6に規定する法令の規定によるものであって、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号^{※4}に規定する不利益処分をいいます。例えば、これらの法令の規定による改善命令、措置命令、業務停止命令、許可取消処分等がこれに該当し、行政指導等はこれに該当しません。

^{※4} 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分
- ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
- ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
- ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(3) 広域的処理の用に供する施設の基準

【施行規則第6条の17及び第12条の12の12】

- 1 当該申請に係る廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。
 - イ 当該廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - ロ 積替施設を有する場合には、当該廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。
- 2 当該申請に係る廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設については、次によること。
 - イ 当該廃棄物の種類に応じ、その処分（再生を含む。）に適するものであること。
 - ロ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
 - ハ 施設の許可を要する廃棄物処理施設にあっては、施設の許可を受けたものであること。（法第15条の2の5の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものを含む。）
 - ニ 保管施設を有する場合には、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。
- 3 その他環境大臣が定める基準に適合していること。

【補足説明】

○2のハにおける「施設の許可を要する廃棄物処理施設」とは、一般廃棄物にあっては施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設をいい、産業廃棄物にあっては施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設をいいます。また、「施設の許可」とは、一般廃棄物にあっては、法第8条第1項の許可（法第9条第1項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）をいい、産業廃棄物にあっては法第15条第1項の許可（法第15条の2の6第1項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）をいいます。なお、本制度は廃棄物処理業の許可を不要とする制度ですが、施設の許可を不要とするものではないのでご注意ください。

○2のハの括弧内は一般廃棄物の広域的処理のみに係る規定です。

2.3 申請書の作成方法

申請者は、2.2の認定の基準を満たすことを証明するため、次の書類を作成してください。

(1) 様式等^{*5}

- ①申請書類は日本産業規格A列4番を使用してください。
- ②許可証の写し等の添付書類は最新のもの(概ね3箇月以内)を提出してください。
なお、登記事項証明書は添付を省略することができます(p.22を参照してください)。
- ③資料(別紙1~14等)を添付する際、資料ごとに見出しをつけ添付資料一覧(P39参照)との関連付けを行ってください。
- ④二穴ハードファイル等に綴じ、背表紙に申請者名を記入して提出してください。

(2) 申請書等の記載例及び注意事項等

①申請書(P36参照)

②別紙1

別紙1では、申請者が製品の流通網の掌握や、製品の性状・構造を熟知している製造事業者等であることを示す書類を提出してください。そのための具体例として、「製品安全シート」や「製品のパンフレット」があります。また、OEM方式を採用する等の理由により、これらの書類を提出できない場合は、その他の資料を提出していただくこととなりますので別途ご相談ください。

多岐にわたる製品を回収しようとする場合は、パンフレットだけでは製品の分類が把握しがたいため、大分類、中分類、小分類(認定にかかる製品)等に分けて別表を作成して、対象製品を分類してください。また、その分類に従って、別紙4-1, 別紙4-2, 別紙6を作成してください。この際、認定にかかる製品(小分類)以外の製品は回収できませんので、あらかじめ、回収しようとする製品の分類(大分類、中分類及び小分類)についてよく精査してください^{*6}。また、認定証に別紙として認定に係る製品が記載されている場合であって、認定に係る製品(小分類)の追加等によって認定証の別紙の記載内容が変わる場合は、変更の申請が必要となりますのでご注意ください。

また、4ページ記載の「一定の要件」を満たして、同種他社製品を回収しようとする場合は、別紙1に附属する資料として、4ページ記載の要件について、説明できる資料をご提出ください。

^{*5} 一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する場合は、それぞれ対応する申請書を作成してください。

^{*6} 「小分類」を極端に限定(例えば型式名を設定)した場合、頻繁に変更申請が必要となる場合があるため、分類の設定についてはご注意ください。

③別紙２－１「認定を受けようとする者（委託を受けて処理を行う者を含む）の一覧表」（P40参照）

別紙２－１では、「認定を受けようとする者（委託を受けて処理を行う者を含む）の一覧表」を提出してください。

別紙２－１は、審査時の登記情報確認、認定証作成時の情報等として利用するため、p40の記載例を参考に、赤色太線枠内の項目は、登記上の表記（個人の場合は住民票上の表記）により記載してください。その際、住所の表記における漢数字と算用数字の違い、代表者の変更・氏名の漢字（旧字体の使用等）等については十分ご注意ください。

また、作成に当たっては、広域的処理認定業者から委託を受け、実際に収集運搬及び処分を行う者について、すべて記載してください。

なお、広域認定内において中間処理を行った者が、中間処理後の残さ等を認定外の処分業者（別紙２－２，別紙５記載の認定外の処理施設）に処理委託をすることは可能です。

④別紙２－２「搬送先一覧表」（P41参照）

別紙２－２では、回収拠点及び認定の範囲内外の処分業者を記載した「搬送先一覧表」を提出してください。

回収拠点は、広域認定内において廃棄物の収集又は運搬を行う過程で、当該廃棄物の積替・保管を行う場所をすべて記載してください。

また、回収拠点のみの登録はできませんので、別紙２－１に記載されている事業者であるか事前に確認してください。

⑤別紙３「一連の処理の行程図」（P42参照）

別紙３では、排出事業者からの当該廃棄物の処理委託（回収要請）から最終処分（売却又は自社利用を含む）まで一連の情報の流れ及び処理行程のイメージ図を作成してください。

また、別紙３は別紙８－１「処理管理体制」と相関関係にあり、別紙３の情報の流れ及び処理行程が別紙８－１で具体的に示されることとなります。（情報の流れ及び処理行程ごとに矢印をつけ、時系列順で番号を記載してください。）

別紙３及び別紙８－１を作成する際は、次の３点にご注意ください。

- ア 製造事業者等が、当該廃棄物の処理状況を管理する体制が整備されていること（管理票等の使用）
- イ 製造事業者等と排出事業者、収集運搬及び処分の受託者の契約関係が明確になっていること
- ウ 当該廃棄物の運搬・処分の流れが、事業内容と相違がないこと

⑥別紙４－１及び別紙４－２「廃棄物の処理方法」（P43～44参照）

別紙４－１では、当該廃棄物がどのような品目で構成され、誰がどのように処理を行うのかを記載してください。作成に当たっては、各品目を構成比ごとに記載し、広域認定内と認定外を明らかにしたうえで、その処理ルートごとに詳細に記載してください。特に、どの処理段階で廃棄物の処分が完了して再生品へと変化し、売却あるいは自己利用されるのかを明確に記載してください。また、中間処理により廃棄物が生ずる場合は、その処分についても記載してください。

なお、広域認定内とは一般的に一次処理までの範囲を指し、広域認定外とは二次処理以降を指します。

別紙４－２では、各品目がどのように処理されるのかを明確に記載してください。原則的に別紙４－１は、別紙４－２、別紙６と相関関係にあり、別紙４－１の処理の流れが別紙４－２で具体的に示され、広域認定内処理による再生品と廃棄物の割合が、別紙６で示され、再生利用率に反映されることとなります。したがって、別紙４－１、別紙４－２、別紙６において、用語（別紙４－１と別紙６にあつては、用語及び数値）は統一させてください。

また、当該廃棄物の処理においては、循環型社会形成推進基本法第７条に規定する「循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則」に則り、再使用、再生利用、熱回収の優先順位に従わなければなりません。そのため、単なる焼却や埋立をすることは認定の対象とならず、焼却による熱回収についてはその廃棄物の性状から直接再生利用するよりも熱回収することが適切な場合に限り対象となります。

また、再生方法は、再生により得た再生品が、製品や原料として利用が確実になされるものであることが必要です。再生により得た再生品が、その用途がなく、利用されずに廃棄物となるようなものは、認められません。

なお、処理施設や回収拠点毎に別紙４－１を分けて作成することは差し支えありませんが、その場合は、対応する別紙４－２、別紙６についても、処理施設や回収拠点毎に作成してください。ただし、別紙６については、総合計のものを別に１枚作成してください。

⑦別紙５「処理施設一覧表」（P45参照）

別紙５では、認定の範囲内外における処理施設（積替・保管施設を除く。）を全て記載してください。

「処理業許可の有無（許可番号）」の欄には、処分業の許可を受けている場合には、処分業の許可番号（11桁数字）を記載のうえ、都道府県知事等が交付する処分業の許可証の写しを別紙14として添付してください。処分業の許可を受けていない場合は、「許可なし」と記載してください。

「施設設置許可番号」の欄には、法第８条第１項又は第15条第１項等の許可等の対象施設については、施設の許可番号を記載のうえ、都道府県知事等が交付する設置許可証の写しを別紙14として添付してください。

許可が不要な施設の場合は、必要に応じて施設の所在地の都道府県等にその理由について確認し、根拠（法第８条第１項又は第15条第１項の対象外施設であるのか、

施設許可が必要な規模未満であるのか、いわゆる「みなし許可施設」^{※7}であるのか)を記載してください。

処分業の許可がなく、かつ、設置許可も不要である施設で処理を行う場合は、その施設の処理能力がわかる資料(機械のカタログ等施設の処理能力が判定できる資料)を別紙14として添付してください。

⑧別紙6「1年間の処理量等」(P46参照)

別紙6では、認定の範囲内における1年間の処理量等を記載してください。広域認定に係る再生利用量及び廃棄物処理量を記載することにご注意ください。(認定の範囲外の再生利用量は除く。)必要に応じて、算出過程を説明する資料を添付してください。

⑨別紙7「再生品の利用方法」(P47参照)

別紙7では、他者への売却や自己利用による再生品の利用方法を記載してください。認定内で発生した再生品を他者へ売却する場合は、再生品の種類毎に再生品等の価格の見込みを記載し、価格の算出根拠を示す書類として、過去の実績を示す書類や市場の相場表等を添付してください。

なお、当該廃棄物の中間処理等を行い、少額で他者へ売却することにより有価物として取扱うケースが見受けられますが、中間処理等後のものが廃棄物に該当せず有価物となるか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとなります。形式上他者に売却可能な状況であっても、安易に有価物と判断し取引を行った場合、法違反となる可能性がありますので十分にご注意ください。

⑩別紙8-1「処理管理体制(処理行程)」(P48参照)

別紙8-1では、排出事業者からの当該廃棄物の処理委託(回収要請)から最終処分まで一連の処理行程を具体的に記載します。記載の際は、別紙3の情報の流れ及び処理行程を漏れのないように記載してください。(別紙3の矢印の番号ごとに記載するようご注意ください。)

認定の範囲内における産業廃棄物の処理については、廃棄物管理票(別紙8-2)を、認定の範囲外における産業廃棄物の処理については、法第12条の3に定める産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は法第12条の5に定める電子マニフェストを使用しなければなりませんので、それぞれその旨も記載してください。

また、本認定を活用しても、排出事業者責任が無くなることはありません。この

^{※7} 「みなし許可施設」とは、例えば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成12年11月29日政令第493号)第2条第2項において、この政令の施行の際現に新令第7条第8号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設を設置している者(移動式がれき類等破碎施設を設置している事業者を除く。)は、当該処理施設について法第15条第1項の許可を受けたものとみなすなど、令第7条各号に規定される前に設置した処理施設であって、改正法施行後に所要の手続きを行うことにより法第15条第1項の許可を受けたものとみなすものをいう。

ため、製造事業者等は中間処理や最終処分が完了したという情報を把握し、排出事業者へ提供する必要があるため、排出事業者は処分の完了を確認してはじめてその責任が全うされることとなりますので注意が必要です。

なお、資料作成に当たり、文章中に不明瞭な記述がある場合は、内容の判断、確認等に時間を要し、審査に支障が生じますのでご注意ください。

⑩別紙 8-2 「廃棄物管理票」 (P51参照)

別紙 8-2 では、当該廃棄物を管理するための管理票等を作成してください。様式は自由ですが、例えば、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）制度に準じた方法の採用や電子マニフェストの活用等により、当該廃棄物に係る排出から最終処分までの一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制を構築し、申請者が常に広域的処理に係る廃棄物の状況について把握できるようにしてください。（法第12条の3に定める紙マニフェストや法第12条の5に定める電子マニフェストを代用しても構いません。）

ただし、紙マニフェスト又は電子マニフェストを代用する場合は、産業廃棄物の処理委託と広域的処理認定に係る処理委託を混同しないように適正に管理することが求められます。具体的には、広域的処理認定において紙マニフェストや電子マニフェストを使用する場合は、紙マニフェストの産業廃棄物管理票交付等状況報告や電子マニフェスト登録等状況報告（行政報告）から除外する必要があります^{※8}。

また、回収拠点を設置し、複数の運搬受託者が運搬する場合は、それぞれの区間を実際に運搬した運搬受託者を把握できるよう運用してください。

なお、この管理体制により1年間の処理量等の報告事項が確実に把握できるようにする必要があります。

⑪別紙 8-3 「処理管理体制（組織及び役割）」 (P52参照)

別紙 8-3 では、製造事業者等が法人の場合、本制度を運用するうえで、自らの組織の中でどのような役割分担を行うのか明確に記載してください。なお、認定外の処理事業者や有価物となったものの売却先の事業者等の記載は不要です。

⑫別紙 9 「生活環境に係る被害を防止するための措置について」 (P53参照)

別紙 9 は、本認定制度の処理行程において、法に定める廃棄物処理基準等（一般廃棄物においては一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物においては産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準のことをいい

^{※8} 電子マニフェストを使用する場合、広域認定による処理実績を電子マニフェスト登録等状況報告（行政報告）から除外するため、排出事業者が電子マニフェストの登録を行う際に、「連絡番号3」欄に識別番号として「999」を入力する必要があります。

詳細は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページを参照してください。

（広域認定制度に係る廃棄物等の電子マニフェスト利用について（<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/case/kouiki999.html>））

ます。以下同じ。)に適合しない処理が行われ、生活環境に係る被害を防止する必要がある場合に、申請者である製造事業者等が、当該制度の総括責任者として適切な措置を講じる旨を誓約するためのものです。

⑭別紙10「定款又は寄付行為及び登記事項証明書」

申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為を添付してください。申請者が個人である場合には、住民票の写しを添付してください。添付する書類は、それぞれ最新のもの(概ね3箇月以内)が必要です。なお、登記事項証明書は添付を省略することができます(p.22を参照してください)。

⑮別紙11「広域認定管理者資格証明書」(P54参照)

施行規則第6条の16第1号(第12条の12の11第1号)の規定により、当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者(以下「広域認定管理者」という。)であることを合理的に示す書類を作成し添付してください。

その際、例えば、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する講習会(産業廃棄物処理業(収集運搬業及び処分業)許可申請に関する講習会)を修了することにより証明することも可能です。その他の団体が実施する講習等を受講する場合は、事前にご相談ください。

なお、広域認定管理者に変更があった場合、変更届出の対象ではありませんが、広域認定取得後は、上記講習等を概ね5年に1回程度の頻度で受講し、法の最新知識を取り入れてください。

⑯別紙12「貸借対照表及び損益計算書、納税証明書」

当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを示す書類として、法人である場合には、①直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書及び②直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(その1・納税額等証明用))を添付してください。

経理的基礎を有するかの判断にあたり、利益が計上できていること、自己資本比率が最低10%を超えていること、債務超過の状態でないこと、税金が納付されていない期間がないこと等を確認します。申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を添付してください。

当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか明確な判断がし難い場合、申請時及び認定後暫くの間、事業改善計画書及び①で示す書類等を毎年度提出する旨を誓約した書類(P56参照)を提出していただくことがあります。

⑰別紙13「誓約・保証書」（P55参照）

①申請者が広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準（P12参照）に適合することを示す書類、②受託者が広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準（P12参照）に適合することを示す書類、③処分の用に供する施設が広域的処理の用に供する施設の基準（P14参照）に適合したものであることを示す書類として、「誓約・保証書」を作成してください。

なお、作成に当たっては、②の受託者及び③の施設が基準に適合していることを必ず事前に自らご確認ください。

⑱別紙14「許可証の写し」

別紙5に記載のある施設について、処分業の許可がある場合は、都道府県知事等が交付する処分業の許可証の写しを添付してください。

また、本制度は廃棄物処理業の許可を不要とする制度ですが、施設の設置許可を不要とするものではありません。そのため、認定の範囲内において、法第8条第1項又は第15条第1項の施設の許可を要する廃棄物処理施設がある場合は、許可を受けた施設であることを示す書類として、都道府県知事等が交付する施設の設置許可証の写しを添付してください。

また、認定の範囲外で当該廃棄物の処理を委託する場合も、適正な廃棄物処理が行われることを確認するため、都道府県知事等が交付する処分業の許可証及び施設の設置許可証の写しを併せて添付してください。

法第15条の2の5の規定による制度を活用して、産業廃棄物処理施設において処理することのできる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物について処理する場合は、本申請において、申請する一般廃棄物と同様の性状を有する産業廃棄物を処理することができることを示す書類として、産業廃棄物処理施設の設置許可証の写し及び施行規則第12条の7の17第4項に規定する受理書の写しを提出してください。

なお、本制度により認定を受けた後、都道府県知事に対して法第15条の2の5に基づく届出を行った場合は、その届出を行った日の30日後に認定に関する廃棄物処理を当該施設において開始することが可能となります。（届出は処理を開始する日の30日前までに行うこととなっています。）この届出を行わず廃棄物処理を行った場合、法第8条第1項違反により認定が取り消される可能性があるのでご注意ください。

2.4 その他

(1) 事務の代行

申請に係る事務手続きについては、行政書士等にその事務の代行を依頼することができますが、申請内容の確認については、専門的な内容まで及びます。申請者には当該申請に係る一連の処理の行程を統括して管理する体制が整備されていることや処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること等が求められますので、環境省本省や地方環境事務所との事前確認の打合せ等には、全ての申請者の主体的な参加が必要となります。

(2) 登録免許税の支払方法、領収証書の添付

本制度は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第21条^{*9}に基づく登録免許税の課税対象となり、認定1件当たり15万円を納付する必要があります。登録免許税の支払いは、環境省本省の区域の管轄が麴町税務署のため、麴町税務署宛の納付となります。麴町税務署で直接納付する以外は、各税務署で麴町税務署宛の納付書を入手し、指定の金融機関で必要金額を納付してください。

申請者は、登録免許税を支払った際の領収証書（写しも可）を申請書類とともに提出する必要があります。支払いの時期は、環境省担当者による事前確認終了後、納付の指示を受けた後で結構です。

納付に当たっては、金額が3万円を超えることから現金納付に限られ、印紙納付はできません。また、申請書類に不備がある場合は、登録免許税の支払いを済ませていても申請書類を受理できませんので併せてご注意ください。

(3) 登記事項証明書の省略

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、申請者が行政機関に必要な情報を提供することにより、行政機関が確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、申請等をする者に係る登記事項証明書等を添付することを要しないとされています。

今般、法務省と連携し、環境省においても商業登記法に規定する登記事項証明書のシステム確認が可能な環境を令和3年9月22日に導入しましたので、当該登記事項証明書の添付が必要な手続きにおいて（新規申請、法人の情報変更等）、申請又は届出に提出を要する当該登記事項証明書に係る「商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地」が申請書等に記載されている場合は、当該登記事項証明書の添付を省略することができます。

^{*9} 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

第3章 変更認定の申請

3.1 変更の認定に係る該当事案

認定を受けた者（以下「被認定者」という。）は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、環境大臣の変更の認定を受けなければなりません。

【法第9条の9第6項】（法第15条の4の3第3項において読み替えて準用する場合を含む）

第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理の内容又は第2項第2号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

【補足説明】

1. 当該認定に係る処理の内容に関する事項（具体的には以下の事項）
 - ①当該申請に係る処理を行う廃棄物の種類^{※10}
 - ②当該申請に係る処理を行う区域
 - ③当該申請に係る廃棄物について最終処分が終了するまでの一連の処理の行程のうち、認定に係る処理の行程
 - ④当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状
 - ⑤当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。以下同じ。）の事業の内容及び当該者に係る責任の範囲
 - ⑥当該申請に係る一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制
 - ⑦申請に係る処理の行程において廃棄物処理基準等に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置
2. 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者に関する事項（当該者を追加する場合に限る。）
3. 当該認定に係る処理の用に供する施設の種類の種類
4. 当該認定に係る処理の内容、法第9条の9第2項第2号又は法第15条の4の3第2項第2号に掲げる事項の変更であって、上記1～3のいずれにも該当しない変更の場合は、軽微変更として変更届出の対象となります。

※被認定者の追加は、変更申請ではなく、新規申請が必要です。

^{※10} 「廃棄物の種類」とは、認定証に記載の廃棄物をいいます。詳細が別表に記載されている場合で、別表の内容が変更される場合は、廃棄物の種類の変更となります。

3.2 変更申請書の作成方法

変更申請は、新規申請と同様に、一般廃棄物については、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課の了解を得た後、同課へ提出してください。産業廃棄物については、各地方環境事務所の了解が得られた後、環境省の担当窓口（廃棄物規制課）に提出してください。

変更認定の申請書は、次を参考に作成してください。

(1) 様式等

- ①申請書類は日本産業規格A列4番をご使用ください。
- ②許可証の写し等の添付書類は最新のものをご提出ください。なお、登記事項証明書は添付を省略することができます（p.22を参照してください）。
- ③60ページ以降の様式を使用する際、各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙「変更一覧」のとおり」と記載し、変更の内容ごとに変更前・変更後の内容を記載した書類を添付してください。
- ④資料（別紙1～14）を添付する際、資料ごとに見出しをつけ、前項の変更一覧との関連付けを行ってください。
資料を綴じていただく順番は、申請書鑑→別紙1【変更後】→別紙1【変更前】→別紙2-1【変更後】→別紙2-1【変更前】・・・のように、新旧順にそれぞれ綴じてください。
- ⑤二穴紙ファイル等に綴じ、背表紙に申請者名を記入して提出してください。
なお、一般廃棄物と産業廃棄物を同時に申請する場合、申請書類は、それぞれの廃棄物ごとに作成してください。

(2) 申請の記載例及び注意事項等

○変更申請書（P60参照）

変更申請に伴い、変更される資料（別紙1～14等）の変更前のものと変更後のものも添付してください。その際、変更箇所が分かるように変更箇所を着色し、欄外に色毎の説明を記入してください。

後述の変更届出、廃止届出も併せて行う場合は、「変更申請及び変更及び廃止届出書」（P63参照）を使用してください。

後述の変更届出を併せて行う場合は、「変更申請及び変更届出書」（P66参照）を使用してください。

後述の廃止届出を併せて行う場合は、「変更申請及び廃止届出書」（P65参照）を使用してください。

その際、前項③の変更一覧を添付する場合には、変更申請の内容と届出の内容ごとに明確に分けて記載してください。

新しい認定証が交付された場合、古い認定証は必ずご返却ください。

3.3 その他

○登録免許税の支払方法、領収証書の添付

変更申請のうち、下記変更該当する場合は、登録免許税の課税対象となり、認定1件当たり3万円を麴町税務署宛に納付する必要がありますのでご注意ください。

- ①申請に係る処理を行う廃棄物の種類の変更
- ②申請に係る処理を行う区域の変更

※登録免許税の支払方法等については、新規認定の申請時と同様です。

第4章 変更届出（軽微な変更の届出）

4.1 変更の届出に係る該当事案

【法第9条の9第8項】（法第15条の4の3第3項において読み替えて準用する場合を含む）

第1項の認定を受けた者は、第2項第1号に掲げる事項の変更又は第6項ただし書きの環境省令で定める軽微な変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

【施行規則第6条の21の2】（施行規則第12条の12の13において読み替えて準用する場合を含む）

法第9条の9第8項の規定による変更の届出は、当該変更の日から10日（法人で登記事項証明書を添付すべき場合は30日）以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更の年月日

2 当該認定に係る処理の用に供する施設の変更をした場合における前項の届出書には、当該変更に係る第6条の18各号に掲げる書類を添付しなければならない。

【補足説明】

被認定者は、次に掲げる事項の変更をしたときは、環境大臣に届け出なければなりません。

①変更の認定を要しない軽微な変更をしたとき

変更の認定を要しない軽微な変更とは、一般廃棄物にあっては、規則第6条の21、産業廃棄物にあっては、規則12条の12の13において読み替えて準用する規則第6条の21の各号のいずれにも該当しない変更の場合です。

②処理を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき

法人の合併により名称等の変更があった場合は、その法人が存続会社となるか消滅会社となるかによって手続きが異なります。前者の場合は変更届出ですが、後者の場合で認定事業者が消滅する場合は、合併後の法人として新規申請をする必要があるため、早めの相談が必要です。

また、委託を受けて処理を行う者が合併により消滅する場合は、合併後の法人を変更申請によって追加する必要があります。

4.2 変更届出書の作成方法

一般廃棄物に関する変更届出は、環境省の担当の窓口（廃棄物適正処理推進課）から了解を得た後で、同課に提出してください。

産業廃棄物に関する変更届出は、各地方環境事務所で必要書類について了解を得た後で、同事務所に提出してください。（「変更申請及び変更届出書」などとして、変更認定申請と同時に届出する場合は、各地方環境事務所の了解が得られた後、環境省の担当窓口（廃棄物規制課）に提出してください。）

なお、一般廃棄物と産業廃棄物について、同時に変更届を提出する場合、届出書類は、それぞれの廃棄物ごとに作成し、それぞれの窓口提出してください。

(1) 様式等

- ①申請書類は日本産業規格A列4番を使用してください。
- ②許可証の写し等の添付書類は最新のものを提出してください。なお、登記事項証明書は添付を省略することができます（p.22を参照してください）。
- ③61ページ以降の様式を使用する際、各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙「変更一覧」のとおり」と記載し、変更の内容ごとに変更前・変更後の内容を記載した書類を添付してください。
- ④資料（別紙1～14等）を添付する際、資料ごとに見出しをつけ、前項の変更一覧との関連付けを行ってください。
資料を綴じていただく順番は、申請書鑑→別紙1【変更後】→別紙1【変更前】→別紙2-1【変更後】→別紙2-1【変更前】・・・のように、新旧順にそれぞれ綴じてください。
- ⑤二穴紙ファイル等に綴じ、背表紙に届出者名を記入して提出してください。

(2) 届出書の記載例及び注意事項等

○変更届出書（P61参照）

前述の軽微な変更をしたとき、あるいは処理を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは、当該変更の生じた日から10日以内（法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日以内）に、変更の届出書を環境大臣にご提出ください。提出が大幅に遅れた場合は、認定を取り消す可能性もありますのでご注意ください。

また、変更届出に伴い、変更される資料（別紙1～14等）の変更前のものと変更後のものも添付してください。その際、変更箇所が分かるように変更箇所を着色し、欄外に色毎の説明を記入してください。後述の廃止届出を併せて行う場合は、「変更及び廃止届出書」（P64参照）を使用してください。その際、前項③の変更一覧を添付する場合には、変更の内容及び廃止した事業の範囲が明確に分かるように記載してください。

第5章 廃止届出（事業の全部又は一部の廃止の届出）

5.1 廃止の届出に係る該当事案

【施行令第5条の10】（施行令第7条の8において準用する場合を含む）

法第9条の9第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

【補足説明】

被認定者は、当該認定に係る処理の事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に環境大臣に届け出なければなりません。処理を他人に委託している場合に、当該処理業者を認定から除く場合も、廃止の届出の対象となります。

5.2 廃止届出書の作成方法

一般廃棄物に関する廃止届出は、環境省の担当窓口（廃棄物適正処理推進課）に提出してください。

産業廃棄物に関する廃止届出は、各地方環境事務所で必要書類について了解を得た後で、同事務所に提出してください。（「変更申請及び廃止届出書」などとして、変更認定申請と同時に届出する場合は、各地方環境事務所の了解が得られた後、環境省の担当窓口（廃棄物規制課）に提出してください。）

なお、一般廃棄物と産業廃棄物について、同時に廃止届を提出する場合、届出書類は、それぞれの廃棄物ごとに作成し、それぞれの窓口に出してください。

（1）様式等

- ①申請書類は日本産業規格A列4番をご使用ください。
- ②許可の写し等の添付書類は最新のものをご提出ください。なお、登記事項証明書は添付を省略することができます（p.22を参照してください）。
- ③62ページ以降の様式を使用する際、各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙「変更一覧」のとおり」と記載し、変更の内容ごとに変更前・変更後の内容を記載した書類を添付してください。
- ④資料（別紙1～14等）を添付する際、資料ごとに見出しをつけ、前項の変更一覧との関連付けを行ってください。
資料を綴じていただく順番は、申請書鑑→変更一覧→別紙1【変更後】→別紙1【変更前】→別紙2-1【変更後】→別紙2-1【変更前】・・・のように、新旧順にそれぞれ綴じてください。
- ⑤二穴紙ファイル等に綴じ、背表紙に届出者名を記入して提出してください。

(2) 届出書の記載例及び注意事項等

○廃止届出書（P62参照）

当該認定に係る処理の事業の全部若しくは一部を廃止したときは、当該廃止の生じた日から10日以内に、廃止の届出書を環境大臣にご提出ください。提出が大幅に遅れた場合は、認定を取り消す可能性もありますのでご注意ください。

認定に係る処理の事業の全部を廃止した場合には、届出書に、当該認定に係る認定証を添付してください。

第6章 報告書の提出

6.1 報告書の内容

【施行規則第6条の24】（施行規則第12条の12の13において読み替えて準用する場合を含む）

法第9条の9第1項の認定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 次に掲げる数量又は熱量
 - イ 当該認定に係る処理を行った一般廃棄物の種類ごとの数量
 - ロ 当該認定に係る処理に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量
 - ハ 再生を行った場合にあっては再生品の種類ごとの数量
 - ニ 熱回収を行った場合にあっては当該熱回収により得られた熱量
- 四 当該認定に係る一般廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行った措置

【補足説明】

被認定者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る廃棄物の処理（処理の実績がない場合を含む。）に関し、当該廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければなりません。処理の実績がない場合には、その理由について説明していただく場合があります。

- ・当該申請に係る処理を行った廃棄物の種類ごとの数量
- ・当該申請に係る処理に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量
- ・再生を行った場合にあっては再生品の種類ごとの数量
- ・熱回収を行った場合にあっては当該熱回収により得られた熱量
- ・当該認定に係る廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行った措置

なお、被認定者が新たな認定を取得し、従来の認定を廃止する場合は、従来の認定により処理した廃棄物と新たに取得した認定により処理した廃棄物を明確に分けてそれぞれ報告書を作成する必要があります。

6.2 報告書の作成

一般廃棄物に関する報告書は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課へ、産業廃棄物に関する報告書は、各地方環境事務所に提出してください。なお、一般廃棄物と産業廃棄物について、同時に報告書を提出する場合、報告書は、それぞれの廃棄物ごとに作成し、それぞれの窓口に提出してください。

詳細な作成方法は、67ページをご参照ください。

なお、「当該認定に係る廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行った措置」の記載の方法、文例については、特に指定はありませんが、どのような措置により、廃棄物の減量その他適正な処理の確保にどのように資するものであったのかを、具体的に記載してください。

例1：

「<元号>〇年度中の措置として、当該認定に係る廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、〇〇〇のような廃棄物の発生を抑制する製品設計の改良を行った結果、報告書のとおり、廃棄物発生量は、△△△となり、廃棄物の減量の効果がみられた（あるいは、「今後に減量化していくものと見られる」等。）」

例2：

「<元号>〇年度中の措置として、当該認定に係る廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、〇〇〇のような処理方法の変更を行った結果、●●●のような効果がみられたことから、より適正な処理に資する処理となった。」

第7章 認定後に適用を受ける規定

7.1 広域的処理の認定の基準

被認定者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）は、広域的処理の認定を受けた後も、施行規則に規定する3つの基準に適合している必要があります（P10～14参照）。3つの基準に適合しなくなると認める場合、当該認定が取り消されることがありますので注意が必要です。

7.2 表示・書面の備え付け

（1）表示

被認定者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る廃棄物の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示しなければなりません。

なお、表示方法は任意ですが、運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示してください。（文字の大きさに指定はありません。）

【施行規則第6条の19第1項】（第12条の12の13において読み替えて準用する場合を含む）

- 1 当該認定に係る廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨
- 2 認定番号
- 3 当該認定に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称

（2）書面の備え付け

被認定者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る廃棄物の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる書面を当該運搬車又は運搬船に備え付けなければなりません。

【施行規則第6条の19第2項及び第7条の2第3項第7号】（第7条の2の2第4項において準用する場合を含む）

- 1 当該認定に係る認定証の写し
- 2 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面

7.3 その他

被認定者は、法第9条の9第5項及び法第15条の4の3第3項において準用する法第9条の9第5項により、廃棄物処理基準等の遵守、帳簿の備え、記載、保存の義務、名義貸しの禁止、改善命令等の適用を受けます。

認定については都道府県知事及び関係の市町村長宛に通知され、都道府県知事又は市町村長は、被認定者に対する報告徴収（法第18条第1項）、立入検査（法第19条第1項）、改善命令（法第19条の3第1項）及び措置命令（一般廃棄物にあつては法第19条の4第1項、産業廃棄物にあつては法第19条の5第1項）等の権限を有することとなります。

また、環境大臣（地方環境事務所長）は、被認定者に対する報告徴収（法第18条第2項）、立入検査（法第19条第2項）の権限を有しています。

環境大臣や都道府県知事等は、被認定者の施設や本社等に対して立入検査を行い、処理状況や管理状況、書類や契約書等の確認を行うことがあります。

なお、本制度においては、被認定者から委託を受けて当該認定に係る処理を行う者についても措置命令の対象となり、仮に委託を受けた者により不適正な処理が行われた場合には、「当該認定を受けた者は、当該認定に係る処理を他人に委託する場合には当該処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」という法第9条の9第9項及び法第15条の4の3第3項において準用する法第9条の9第9項の趣旨を踏まえ、当該認定を受けた者に生活環境の保全上の支障の除去等を行わせることが適当であると認められた場合には、実際に不適正な処理を行った受託者のみならず、当該被認定者も措置命令の対象となりますので、認定事業の運用に当たっては十分ご注意ください。

第8章 運用上の注意事項等

8.1 運用上の注意事項

認定後、被認定者から委託を受けて処理を行う者（収集運搬事業者及び処分事業者）が違法行為等を犯した結果、廃棄物処理業の欠格要件に該当した場合、即座に当該事業者に係る廃止届出を行うとともに、被認定者の管理体制を見直し、その防止を図らなければなりません。

被認定者は、その処理を収集運搬事業者及び処分事業者に再委託する場合は、慎重に適正な事業者を選定するとともに、欠格要件に該当した場合の損害賠償や報告の義務を契約書中に設けること等により、不測の事態の未然防止を図るように努めてください。

なお、環境省ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/recycle/shobun/>) において、都道府県・政令市により産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消された事業者に関する情報を検索することができますので適宜ご活用ください。

本制度に関するお問い合わせ先

環境省本省

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階
(一般廃棄物に関する全ての手続き)
廃棄物適正処理推進課 電話 03-5521-9273 F A X 03-3593-8263
(産業廃棄物に関すること(申請、届出の事前相談は下記の地方環境事務所へ))
廃棄物規制課 電話 03-6206-1768 F A X 03-3593-8264

環境省地方環境事務所一覧

●北海道地方環境事務所資源循環課

(管轄地域：北海道)

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3F
電話 011-299-3738 F A X 011-736-1234

●東北地方環境事務所資源循環課

(管轄地域：青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎6F
電話 022-722-2871 F A X 022-724-4311

●関東地方環境事務所資源循環課

(管轄地域：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県)

〒330-9720 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階
電話 048-600-0814 F A X 048-600-0518

●中部地方環境事務所資源循環課

(管轄地域：富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県)

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2
電話 052-955-2132 F A X 052-951-8889

●近畿地方環境事務所資源循環課

(管轄地域：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)

〒530-0042 大阪市北区天満橋一丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎4階
電話 06-6881-6502 F A X 06-6881-7700

●中国四国地方環境事務所資源循環課

(管轄地域：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)

〒700-0984 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11F
電話 086-223-1584 F A X 086-224-2081

●中国四国地方環境事務所四国事務所資源循環課

(管轄地域：徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

〒760-0019 高松市サンポート3-3-3 高松サンポート合同庁舎南館2F
電話 087-811-7240 F A X 087-822-6203

●九州地方環境事務所資源循環課

(管轄地域：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県)

〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階
電話 096-322-2410 F A X 096-322-2446

【申請書等の記載例】

<p>広域認定申請書</p> <p style="text-align: right;">〈元号〉○年○月○日</p>	
<p>環境大臣 殿</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住所、名称等は登記等の表記に 合わせ、省略しないこと。</p> <p>申請者</p> <p>住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 名 称：〇〇株式会社 代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎 電話番号：03-XXXX-XXXX</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※ 代表者印の押印は不要です。</p>
<p>申請の対象となる廃棄物の種類に応じた条文を記載してください。</p> <p>(一般廃棄物の場合は、第9条の9第1項と記載。産業廃棄物の場合は、第15条の4の3第1項と記載。)</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第1項(又は第15条の4の3第1項)に規定する環境大臣の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	
<p>1. 廃棄物の種類</p> <p>(規則第12条の12の13において読み替えて準用する(以下略)第6条の18第1号イ)</p>	<p>一般廃棄物の例： 廃パーソナルコンピュータ(パーソナルコンピュータ又はその部品もしくは附属品が一般廃棄物となったもの)</p> <p>産業廃棄物の例： ××が産業廃棄物となったもの(廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず【令第2条の産業廃棄物の種類を記載】) 〇〇株式会社が製造した××が産業廃棄物となったもの その他、別紙1「××の製品安全データシート及び××のパフレット」のとおり</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一般廃棄物の場合は下線部削除 (規則の文字は残すことに注意)</p>	
<p>2. 処理を行う区域</p> <p>(規則第6条の18第1号ロ)</p>	<p>例1：全国 例2：全国(〇〇県は除く) 例3：〇〇県、〇〇県、〇〇県、…、〇〇県</p>
<p>3. 処理を行う者(受託者を含む)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名</p> <p>(法第9条の9第2項)</p> <p>(規則第6条の18第1号ハ)</p>	<p>製造事業者等：○者 収集又は運搬に関し責任を有し行う者：○者 処分に関し責任を有し行う者：○者 その他、別紙2-1「認定を受けようとする者(委託を受けて処理を行う者を含む)の一覧表」のとおり</p>
<p>4. 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程</p> <p>(規則第6条の18第1号ニ)</p>	<p>別紙3「一連の処理の行程図」のとおり</p>
	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙2-1の事業者数と一致すること。</p>

5. 処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法 (規則第6条の18第1号ホ)	ゴムくず その他、別紙4-1、4-2「廃棄物の処理方法」のとおり
6. 処理を行う者（受託者を含む）の事業の内容及び責任の範囲 (規則第6条の18第1号ヘ)	別紙2-1「認定を受けようとする者（委託を受けて処理を行う者を含む）の一覧表」のとおり
7. 処理（再生を含む。）の用に供する施設の種類、場所及び処理能力 (法第9条の9第2項第2号) (規則第6条の18第1号ト)	別紙5「処理施設一覧表」のとおり
8. 廃棄物等の一年間の数量等 (規則第6条の18第1号チ)	別紙6「1年間の処理量等」のとおり
9. 再生品又は熱回収によって得ようとする熱の利用方法並びにこれらを他人に売却する場合にあっては、その主な取引先及び価格の見込み (規則第6条の18第1号リ)	別紙4-1、4-2「廃棄物の処理方法」、別紙7「再生品の利用方法」のとおり
10. 一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制 (規則第6条の18第1号ヌ)	別紙8-1「処理管理体制（処理行程）」、別紙8-3「処理管理体制（組織及び役割）」のとおり
11. 処理を他人に委託する場合における、処理が適正に行われるために必要な措置 (規則第6条の18第1号ル)	委託を受ける者に対しては、当社の製品が廃棄物となった際の取り扱いにつき、〇〇等【 <u>内容が確認できる書類を申請書類に添付してください</u> 】を用いて指導等を行い、周知徹底を図る。
12. 生活環境に係る被害を防止するために必要な措置 (規則第6条の18第1号ヲ)	別紙9「生活環境に係る被害を防止するために必要な措置について」のとおり
13. 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (規則第6条の18第2号)	別紙10「定款又は寄附行為及び登記事項証明書」のとおり ※ 登記事項証明書は添付を省略することができます（p. 22を参照してください）。
14. 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し (規則第6条の18第3号)	該当なし
15. 申請者が広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準に適合することを示す書類 (規則第6条の18第4号)	別紙11「広域認定管理者証明書」、別紙12「貸借対照表及び損益計算書、納税証明書」、別紙13「誓約・保証書」のとおり

16. 受託者が広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準に適合することを示す書類及び適合しないこととなった場合には当該処理を委託しないこととすることを示す書類 (規則第6条の18第5号)	別紙13「誓約・保証書」のとおり
17. 施設の許可を要する廃棄物処理施設にあっては、許可を受けたものであることを示す書類 (規則第6条の18第6号)	別紙14「許可証の写し」のとおり
18. 法第15条の2の5の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものであることを示す書類 (規則第6条の18第7号)	別紙14「許可証の写し及び受理書の写し」のとおり
19. 処分の用に供する施設が広域的処理の用に供する施設の基準に適合したものであることを示す書類 (規則第6条の18第8号)	別紙13「誓約・保証書」
20. その他環境大臣が定める書類 (規則第6条の18第9号)	該当なし
備考	
<ul style="list-style-type: none"> ・申請に際しては、登録免許税法に基づく登録免許税として15万円を国（麴町税務署あて）に納付し、その領収書を添付すること。 ・各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 	
【担当者情報】 ①氏名：環境 花子 ②住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 ③所属：〇〇株式会社 〇〇部 〇〇課 ④連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX FAX：03-XXXX-XXXX : Mail：XXX@XXX.XX.XX	

添付資料一覧

- ・別紙1 ××の製品安全データシート及び××のパンフレット
- ・別紙2-1 認定を受けようとする者（委託を受けて処理を行う者を含む）の一覧表
- ・別紙2-2 搬送先一覧表
- ・別紙3 一連の処理の行程図
- ・別紙4-1 廃棄物の処理方法
- ・別紙4-2 廃棄物の処理方法
- ・別紙5 処理施設一覧表
- ・別紙6 1年間の処理量等
- ・別紙7 再生品の利用方法
- ・別紙8-1 処理管理体制（処理行程）
- ・別紙8-2 廃棄物管理票
- ・別紙8-3 処理管理体制（組織及び役割）
- ・別紙9 生活環境に係る被害を防止するための措置について
- ・別紙10 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- ・別紙11 広域認定管理者証明書
- ・別紙12 貸借対照表及び損益計算書、納税証明書（写しでも可）
- ・別紙13 誓約・保証書
- ・別紙14 許可証の写し（及び受理書の写し）
- ・誓約書
- ・共同申請者一覧
- ・同意書
- ・他社製品の取り扱いに係る同意書

赤色太線の枠内は、登記等の表記に合わせ、省略しないで記載してください。
 ・氏名又は名称：(株)、(一社)等の略称は使用しないでください。
 ・代表者の氏名：苗字、名前の間のスペースは全角にしてください。
 ・住所(製造事業者等のみ)：〇丁目〇番〇号、〇番地〇等の表記としてください。

認定を受けようとする者(委託を受けて処理を行う者を含む)一覧表

1. 製造事業者等

	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
1	〇〇株式会社	代表取締役 環境 太郎	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

・都道府県名から記載してください。
 ・場所が特定できるものであれば、ハイフンの使用も可能です。
 以下同様。

2. 廃棄物の収集又は運搬に関し責任を有し行う者(製造事業者等の委託を受けて廃棄物の収集又は運搬を行う者を含む)

	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	搬送先
1	△△株式会社	代表取締役 ○○ ○○	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号	別紙2-2のとおり
2	●● ●● (●●運送)	—	埼玉県所沢市並木三丁目3番3号	
3	北海道〇〇株式会社	代表取締役 ○○ ○○	北海道札幌市北区北八条西二丁目2番2号	
4	東 個人の場合は、氏名(屋号・商号)を記入してください。苗字、名前の間のスペースは全角にしてください。また、個人事業主が変わった場合は、変更ではなく、者の追加扱いとなります。以下同様。	東 個人の場合は、-(全角のパー)を記入してください。代表者の氏名の記載は不要です。以下同様。	青葉区本町三丁目2番23号	
5	関 個人の場合は、氏名(屋号・商号)を記入してください。苗字、名前の間のスペースは全角にしてください。また、個人事業主が変わった場合は、変更ではなく、者の追加扱いとなります。以下同様。	関 個人の場合は、-(全角のパー)を記入してください。代表者の氏名の記載は不要です。以下同様。	ま市中央区新都心11番地2	

3. 廃棄物の処分に関し責任を有し行う者(製造事業者等の委託を受けて廃棄物の処分を行う者を含む)

広域認定範囲内

	氏名又は名称	代表者の氏名	住所及び施設の所在地
1	〇〇株式会社	代表取締役 環境 太郎	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地：同上
2	〇×株式会社	代表取締役 ○○ ○○	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
3	△△株式会社	代表取締役 ○○ ○○○	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地：大阪府大阪市中央区大手前一丁目7番31号
4	▽▽株式会社	代表取締役 ○○○ ○○	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地：岡山県岡山市北区桑田町18番28号

施設の所在地が住所と同じ場合は「同上」としてください。
 以下同様。

回収拠点での積替・保管は収集運搬行為の一環ですので、回収拠点を登録する際は別紙2-1に登録されている事業者が確認してください。

搬送先一覧表

回収拠点の代表者ではなく、法人の代表者を記載してください。

1. 回収拠点

	名称	代表者の氏名	施設の所在地
1	〇〇株式会社北海道センター	代表取締役 〇〇 〇〇	北海道釧路市幸町十丁目3番3号
2	〇〇株式会社東北センター	代表取締役 〇〇 〇〇	宮城県仙台市青葉区本町三丁目2番23号
3	〇〇株式会社関東センター	回収拠点にて手解体・分別を行う場合には、両方の欄に記載してください。	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
4	〇〇株式会社中部センター		愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
5	〇〇株式会社近畿センター		大阪府大阪市中央区大手前一丁目7番31号

本社の住所ではなく、回収拠点の所在地を記載してください。

2. 処理施設（手解体・分別含む）

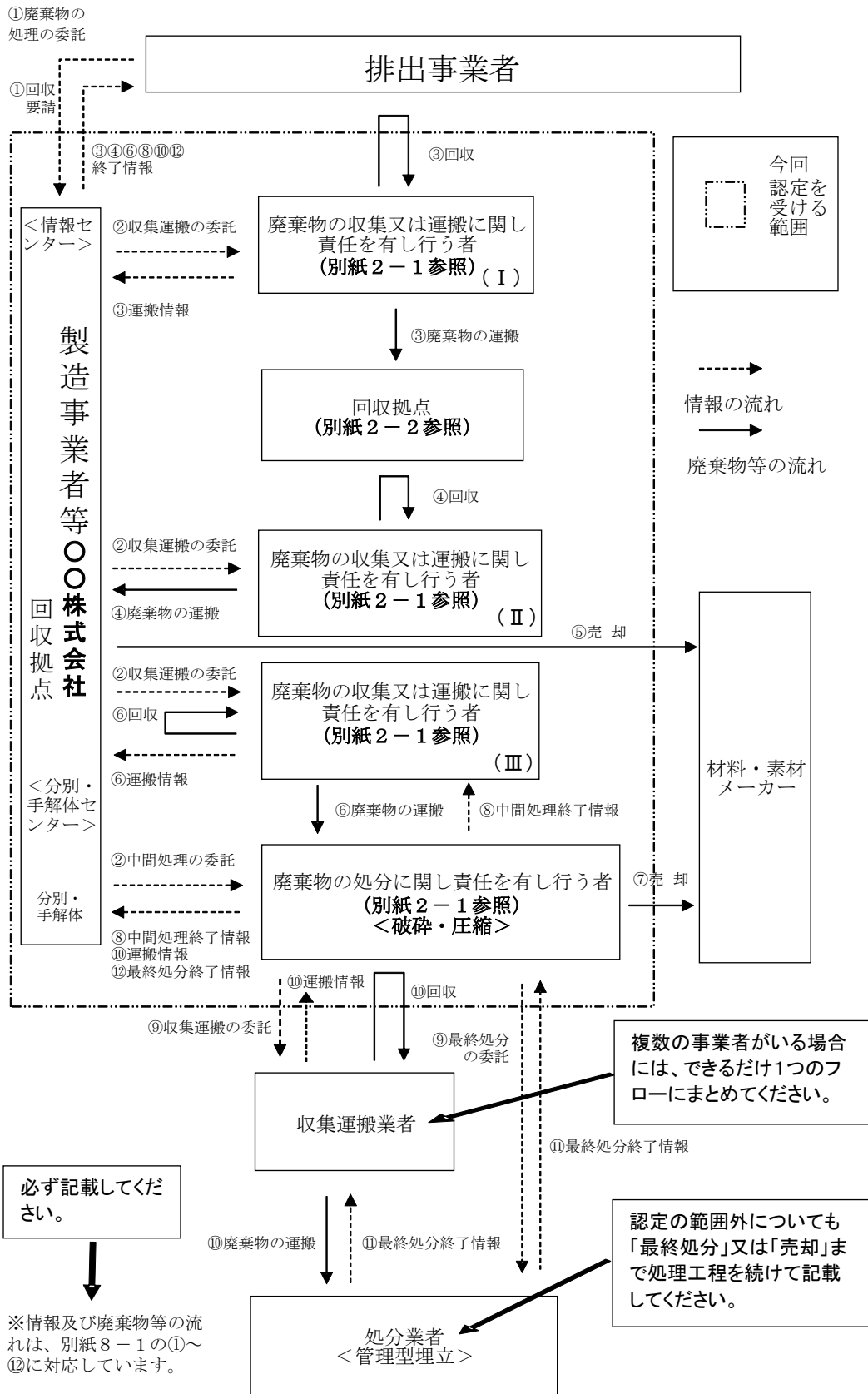
広域認定範囲内

	名称	代表者の氏名	住所及び施設の所在地	処理内容
1	〇〇株式会社	代表取締役 環境 太郎	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地： 同上	分別・手解体
2	〇×株式会社	代表取締役 〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地： 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号	破碎、減容
3	△△株式会社	代表取締役 〇〇 〇〇〇	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地： 大阪府大阪市中央区大手前一丁目7番31号	圧縮
4	▽▽株式会社	代表取締役 〇〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地： 岡山県岡山市北区桑田町18番28号	分別・破碎
5	□□株式会社	代表取締役 〇 〇〇〇	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地： 熊本県熊本市尾ノ上一丁目6番22号	分別・破碎

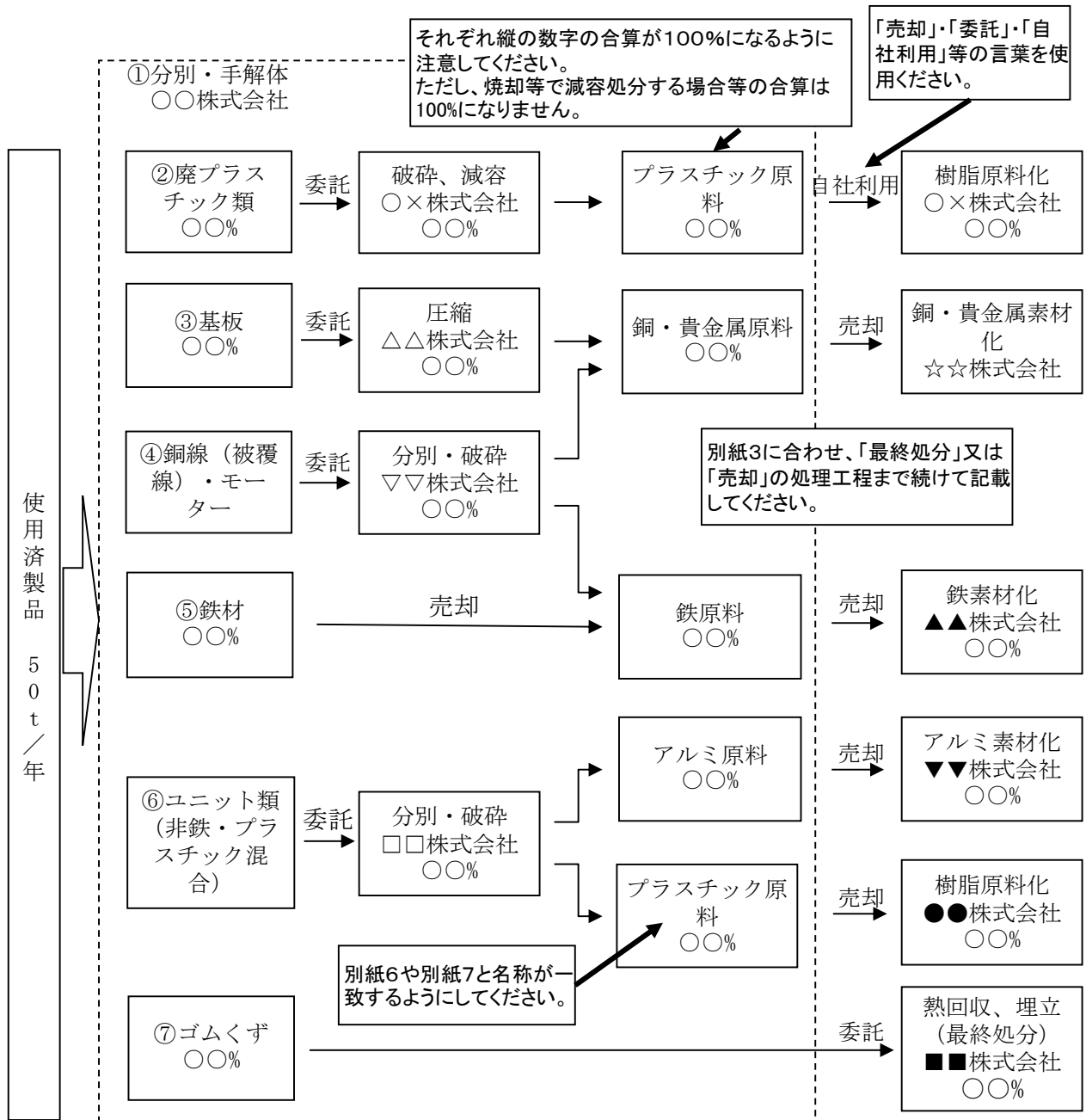
広域認定範囲外

	名称	代表者の氏名	住所及び施設の所在地	処理内容
1	■ ■ 株式会社	代表取締役 〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地： 同上	熱回収、埋立 (最終処分)

一連の処理の行程図



廃棄物の処理方法



※廃棄物の処理方法は、別紙4-2の①～⑦に対応しています。

廃棄物の処理方法

- ① 回収した××製品の廃材は、〇〇株式会社において分別・手解体し、保管する。
- ② 分別された××製品の廃材のうち廃プラスチック類については、〇×株式会社に搬送され、分別、破碎・減容の後、プラスチック原料として自社利用される。
- ③ 分別された××製品の廃材のうち基盤については、△△株式会社に搬送され、圧縮の後、銅・貴金属原料として売却される。
- ④ 分別された××製品の廃材のうち銅線（被覆線）・モーターについては、▽▽株式会社に搬送され、分別・破碎の後、一部は銅・貴金属原料として売却され、残りは鉄原料として売却される。
- ⑤ 分別された××製品の廃材のうち鉄材については、鉄原料として売却される。
- ⑥ 分別された××製品の廃材のうちユニット類（非鉄・プラスチック混合）については、□□株式会社に搬送され、分別・破碎の後、アルミ原料及びプラスチック原料として売却される。
- ⑦ 分別された××製品の廃材のうちゴムくずについては、■株式会社へ搬送され、熱回収の後、埋立処分される。

別紙4-1での記載（丸数字の順番、廃棄物や再生品の名称、処理の名称等）と合わせてください。

手解体・手分別施設は別紙5に記載する必要はありません。

処理施設一覧表

広域認定範囲内

	名 称	住所及び施設の所在地	代表者の氏名	処理内容	施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	処理業許可の有無 (許可番号)	施設設置許可番号
1	○×株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地： 愛知県名古屋市中区 三の丸二丁目5番2号	代表取締役 ○○ ○○	破砕	破砕施設	廃プラスチック類	10 t / 日	東環生007	東環衛789号
				減容			3.6 t / 日	東環生007	許可不要 <small>(※許可不要の場合根拠を記載すること (P15⑦参照))</small>
2	△△株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地： 大阪府大阪市中央区 大手前一丁目7番31号	代表取締役 ○○ ○○○	圧縮					
3	▽▽株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地： 岡山県岡山市北区桑田町18番28号	代表取締役 ○○○ ○○	破砕					
4	□□株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地： 熊本県熊本市尾ノ上一丁目6番22号	代表取締役 ○ ○○○	破砕					

処理業の許可がない場合は「許可なし」と記載してください(空白にしないこと)。

処分業の許可や施設設置の許可がある場合には、別紙14として許可証の写しを添付してください(P21⑩参照)。また、許可が不要な施設については、17ページ⑦を参照の上、必要な資料を添付してください。

施設設置許可が必要な施設かどうかを都道府県政令市に必ず確認してください。施設設置の許可対象でなければ「許可不要」と記載してください(※許可不要の場合根拠を記載すること(P17⑦参照))。

広域認定範囲外

	名 称	住所及び施設の所在地	代表者の氏名	処理内容	施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	処理業許可番号	施設設置許可番号
1	■ ■株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 施設の所在地： 同上	代表取締役 ○○ ○○	破砕	破砕施設	廃プラスチック類	10 t / 日	第01320123456号	川環生14号
				埋立(最終処分)	管理型埋立	ゴムくず			

産業廃棄物の業の許可番号は11桁で記載してください。

別紙4-1と名称や数量が一致するようにしてください。

1年間の処理量等

1. 廃棄物の種類ごとの数量			
	廃棄物の種類	数量 (t)	構成比※
1	○○○○	50	100%
合計		50	100%

2. 処理に伴い生じる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量			
	廃棄物の種類	数量 (t)	構成比※
1	ゴムくず		
合計			

3. 再生品の種類ごとの数量			
	再生品	数量 (t)	
1	プラスチック原料		「2. 処理に伴い生じる廃棄物の種類ごとの数量」+「3. 再生品の種類ごとの数量」=100%(焼却等で減容処分する場合等の合算は100%になりませんので、その旨を欄外に注記してください。)
2	銅・貴金属原料		
3	鉄原料	認定の範囲外の処理による再資源化の数量は含まれません。	
4	アルミ原料		
合計			小数第一位で四捨五入すると0になる場合は、小数第一位まで記載するなどしてください。

4. 熱回収により得ようとする熱量			
	熱回収	熱量 (kcal)	計算方法
1			認定の範囲内から範囲外に移動する時点で廃棄物であるものについては「2. 処理に伴い生じる廃棄物の種類ごとの数量」に記載し、再生品であるものについては「3. 再生品の種類ごとの数量」に記載してください。
2			
3			
合計			

※「構成比」は「1. 廃棄物の種類ごとの数量」の合計に対して百分率で記載すること。

※必要に応じて、算出過程を説明する資料を添付すること。

別紙4-1や別紙6と名称が一致するようにしてください。

再生品の利用方法

	再生品又は熱回収によって得られる熱の利用方法	再生品等の取引先	再生品等の価格の見込み (円/kg)	備考 (再生利用方法)
1	プラスチック原料	○×株式会社、●●株式会社	自社利用、10~20円	樹脂原料
2	銅・貴金属原料	☆☆株式会社	500円	銅・貴金属素材
3	鉄原料	▲▲株式会社		鉄素材
4	アルミ原料	▼▼株式会社		アルミ素材

※品目ごとの価格の見込みの根拠

- 1 プラスチック原料：過去の売却実績（バージン原料と同等の価格）（別添〇〇-1参照）
- 2 銅・貴金属原料：過去の売却実績（バージン原料の80%）（別添〇〇-2参照）
- 3 鉄原料：過去の売却実績（別添〇〇-3参照）
- 4 アルミ原料：市場の平均価格（別添〇〇-4参照）

根拠資料を提出してください。

処理管理体制（処理行程）

- ① 排出事業者が当社に廃棄物の処理を委託しようとした際、当社は排出事業者と××の廃材、残材及び流通不良品の収集運搬及び処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第6条の2の委託基準に従い委託契約を締結する。その際、委託を受けて処理を行う者との再委託契約に関する承諾も行う。

排出事業者は上記の回収すべき廃棄物が発生した場合は、FAXで当社情報センターに直接回収要請をする。

- ② 当社情報センターが回収要請を受けた場合、再委託契約を締結した収集又は運搬に関し責任を有し行う者（以下「収集運搬業者」という。別紙2-1参照）に引き取りの指示を行うとともに、再委託契約を締結した処分に関し責任を有し行う者（以下「処分業者」という。別紙2-1参照）に処分の指示を行う。

その際、廃棄物の処理の確認方法については廃棄物管理票（別紙8-2）（以下「管理票」という。）を活用する。

- ③ 収集運搬業者（Ⅰ）は、排出事業者のもとに赴き廃棄物を引き取り、管理票に排出事業者の確認等を受け、自らの受領確認の署名等を付した後、排出事業者管理票の控え（a票）を渡し、回収拠点（□□運送××営業所。別紙2-2参照）へ運搬する。

当社□□支店は、回収拠点において管理票の排出事業者の確認、収集運搬業者（Ⅰ）の受領確認の署名等を確認するとともに、搬入された廃棄物の確認を行い、受領確認の署名等を付し、管理票の控えを収集運搬業者（Ⅰ）に2部（b1票及びb2票）渡す。

収集運搬業者（Ⅰ）は管理票の控えの1部（b2票）を当社情報センターに送付し、1部（b1票）は自社で保管する。

当社情報センターは、収集運搬業者（Ⅰ）から送付を受けた管理票の控え（b2票）の写しを排出事業者へ送付し、回収拠点への搬入終了を通知する。

- ④ 回収された廃棄物が一定量に達するか一定期間経過したとき、収集運搬業者（Ⅱ）は当該廃棄物を当社（分別・手解体センター。別紙2-2参照）まで運搬する。

当社の分別・手解体センターは管理票の排出事業者の確認、収集運搬業者（Ⅰ）及び（Ⅱ）、当社□□支店の受領確認の署名等を確認するとともに、搬入された廃棄物の確認を行い、受領確認の署名等を付し、管理票の控えを収集運搬業者（Ⅱ）に2部（b3票及びb4票）渡す。

収集運搬業者（Ⅱ）は管理票の控えの1部（b4票）を当社の分別・手解体センターに渡し、1部（b3票）は自社で保管する。当社の分別・手解体センターは管理票の控え（b4票）の写しを当社情報センターへ送付する。

当社情報センターは、当社の分別・手解体センターから送付を受けた管理票の控え（b 4 票）の写しの写しをとり、排出事業者へ送付し、当社の分別・手解体センターへの搬入終了を通知する。

- ⑤ 搬入された廃棄物は、当社の分別・手解体センターで分別・手解体を行い、製品等の原料として材料・素材メーカーに売却する。
- ⑥ 当社の分別・手解体センターにおいて分別・手解体後、製品等の原料として売却不可能な廃棄物が発生する場合、当社は当該廃棄物の収集運搬を収集運搬業者（Ⅲ）に指示する。
収集運搬業者（Ⅲ）は、管理票の排出事業者の確認、収集運搬業者（Ⅰ）及び（Ⅱ）、当社□□支店及び当社の分別・手解体センターの受領確認の署名等を確認するとともに、当該廃棄物の確認を行い、管理票に受領確認の署名等を付した後、処分について当社と再委託契約を結んだ処分業者の処理施設まで当該廃棄物を運搬する。
処分業者は、処理施設において管理票の排出事業者の確認、収集運搬業者（Ⅰ）～（Ⅲ）、当社□□支店及び当社の分別・手解体センターの受領確認の署名等を確認するとともに、搬入された廃棄物の確認を行い、受領の署名等を付し、管理票の控えを収集運搬業者（Ⅲ）に 2 部（b 5 票及び b 6 票）渡す。収集運搬業者（Ⅲ）は管理票の控えの 1 部（b 6 票）を当社情報センターに送付し、1 部（b 5 票）は自社で保管する。
当社情報センターは、収集運搬業者（Ⅲ）から送付を受けた管理票の控え（b 6 票）の写しを排出事業者へ送付し、処分業者への搬入終了を通知する。
- ⑦ 搬入された廃棄物は、処分業者の処理施設で破碎及び圧縮し、製品等の原料として材料・素材メーカーに売却する。
- ⑧ 処分業者の処理施設での処分が終了した際、処分業者は管理票に処分終了年月日等を付し、収集運搬業者（Ⅲ）及び当社情報センターへ管理票の控えを 1 部ずつ（c 2 票及び d 票）送付し、それぞれ保管する。
処分業者は管理票の控え（c 1 票及び e 票）を保管する。当社情報センターは、処分業者から送付を受けた管理票の控え（d 票）の写しを排出事業者へ送付し、中間処理が終了したことを通知する。
- ⑨ 処分業者の処理施設での処理に伴い廃棄物（残渣物）が発生する場合、処分業者は当該廃棄物の排出事業者（以下「処分事業者」という。）として収集運搬及び処分について、収集運搬業者及び処分業者と施行令第 6 条の 2 の委託基準に従い産業廃棄物処理委託契約を結び、処理を委託する。
その際、処分事業者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 の規定に基づき産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付する。（又は電子マニフェストを登録する。）
- ⑩ 収集運搬業者は、処分事業者のもとに赴き廃棄物を引き取り、マニフェスト

に処分事業者の確認等を受け、自らの受領確認の署名等を付した後、処分事業者にmanifestの控え（A票）を渡し、当該廃棄物を処分業者へ運搬する。

処分業者は処分事業者の確認、収集運搬業者の受領確認の署名等を確認するとともに、搬入された廃棄物の確認を行い、受領確認の署名等を付し、manifestの控えを収集運搬業者に2部（B1票及びB2票）渡す。収集運搬業者はmanifestの控えの1部（B2票）を処分事業者に送付し、1部（B1票）は自社で保管する。

処分事業者は、（A票）と（B2票）の内容を確認後、処分業者への運搬が終了した旨を当社情報センターに報告する。当社情報センターは、排出事業者に対し、運搬終了報告を行う。

- ⑪ 処分業者の最終処分場での埋立処分が終了した際、処分業者はmanifestに処分終了年月日等を付し、収集運搬業者及び処分事業者へmanifestの控えを1部ずつ（C2票及びD票）送付し、収集運搬業者及び処分事業者はそれぞれ保管する。処分業者はmanifestの控え（C1票）を保管する。
- ⑫ 処分事業者は、処分業者からmanifestの控え（D票）の送付を受けた後、管理票の控え（c1票及びe票）との整合を確認したうえで、管理票の控え（e票）を当社情報センターへ送付する。
当社情報センターは、処分事業者から送付を受けた管理票の控え（e票）の写しを排出事業者へ送付し、最終処分が終了したことを通知する。

廃棄物管理票

交付年月日	年 月 日	交付番号	交付担当者	氏名		
事業者	氏名又は名称		事業場	名称		
	住所 〒 電話番号			住所 〒 電話番号		
産業廃棄物	種類		数量	荷姿		
中間処理産業廃棄物						
最終処分の場所	所在地					
運搬受託者(I)	氏名又は名称		運搬先の事業場	名称		
	住所 〒 電話番号			住所 〒 電話番号		
運搬受託者(II)	氏名又は名称		運搬先の事業場	名称		
	住所 〒 電話番号			住所 〒 電話番号		
運搬受託者(III)	氏名又は名称		運搬先の事業場	名称		
	住所 〒 電話番号			住所 〒 電話番号		
処分受託者	氏名又は名称		積替え又は保管	所在地 〒		
	住所 〒 電話番号			電話番号		
運搬担当者(I)	氏名	受領	運搬終了年月日	年 月 日	有価物収拾量	
運搬担当者(II)	氏名	受領	運搬終了年月日	年 月 日	有価物収拾量	
運搬担当者(III)	氏名	受領	運搬終了年月日	年 月 日	有価物収拾量	
処分担当者	氏名	受領	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了年月日	年 月 日
最終処分を行った場所	所在地					

(記載上の注意)

- 1 日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 余白には斜線を引くこと。
- 3 「数量」及び「有価物収拾量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
- 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。

処理管理体制（組織及び役割）

組 織 図	役 割
<pre> graph TD A[製造事業者等 〇〇株式会社] --- B[代表取締役] B --- C[リサイクル推進室] B --- D[〇〇営業部] B --- E[・回収受付窓口 お客様情報センター] B --- F[大阪工場] F --- G[委託を受け廃棄物の収集又は運搬に関し責任を有し行う者 別紙2-1のとおり] G --- H[委託を受け廃棄物の処分に関し責任を有し行う者 別紙2-1のとおり] </pre> <p>製造事業者等 〇〇株式会社</p> <p>代表取締役</p> <p>リサイクル推進室</p> <p>〇〇営業部</p> <p>・回収受付窓口 お客様情報センター</p> <p>大阪工場</p> <p>委託を受け廃棄物の収集又は運搬に関し責任を有し行う者 別紙2-1のとおり</p> <p>委託を受け廃棄物の処分に関し責任を有し行う者 別紙2-1のとおり</p>	<p>○総括、年度報告 ○委託業者との契約書の締結</p> <p>○製品の販売、回収体制の周知・管理</p> <p>○電話等での回収受付 ○トラブル対応</p> <p>○再生利用・再資源化業務 ○再使用部品の利用 ○附帯業務 ○入金、出金代行 ○管理票保管・発行</p> <p>○廃棄物の収集運搬・回収</p> <p>○再生利用・再資源化業務 ○手分解・分別・破碎等</p>

認定を受けた廃棄物の種類に応じた条文を記載してください。

(一般廃棄物の場合は、第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は第6条の2第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準と記載。産業廃棄物の場合は、第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準又は第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準と記載。)

別紙9

生活環境に係る被害を防止するための措置について

当社は、本申請に係る処理の行程において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は第6条の2第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準（又は第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準又は第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない処理が行われ、生活環境に係る被害を防止する必要がある場合には、当該不適正な処理を行った者に対して支障の除去等の必要な措置を行うよう指導するとともに、仮に不適正な処理を行った者が支障の除去等の必要な措置を講じない場合は、これらの者に代わり遅滞なく支障の除去等の必要な措置を講じます。

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎

※ 代表者印の押印は不要です。

広域認定管理者資格証明書

当社が、廃棄物となった当社製品の広域的処理を行うにあたり、広域認定管理者として任命された者（要件を満たす合理的書類の名称を記入）添付）は、廃棄物の処理及び清掃に係る法律に関する知識への理解、並びに当社製品に関する、知識、性能、品質、性状を知る部署での勤務経験を十分に有する者です。また、異動等による広域認定管理者の欠員を防止し、継続的に技術管理者要件を満たした人材を継続的に配置可能とするため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等の実施する講習会等を活用し、継続的な人材育成と配置を行います。

この当社の広域認定の管理者と広域認定管理者配置体制により、廃棄物の収集運搬及び処分にあたる者の業務を監督することにより、廃棄物の適正処理が可能であることを証します。

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎

※ 代表者印の押印は不要です。

広域認定管理者の資格を有していることを証明する書類（講習会の修了書の写し等）を添付してください。

認定を受けた廃棄物の種類に応じた条文を記載してください。

(一般廃棄物の場合は、第6条の16と記載。産業廃棄物の場合は、第12条の12の11と記載。) ※以下、下線部についてもそれぞれ対応。

別紙 1 3

誓約・保証書

- 1 当社は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第6条の16（又は第12条の12の11）各号の基準に適合していることを誓約します。
また、当社が施行規則第6条の16（又は第12条の12の11）各号の基準に適合しなくなったときは、その旨を環境大臣に遅滞なく報告することを誓約します。
- 2 当社より委託を受けて本制度に係る処理を行い、又は行おうとする者の全てについて、施行規則第6条の16（又は第12条の12の11）各号に掲げる基準に適合していることを保証します。
また、当該者がこれらの基準に適合しなくなったときは、その者に本申請に係る処理を委託しないこととともに、その旨を環境大臣に遅滞なく報告することを誓約します。
- 3 処理の用に供する施設については全て施行規則第6条の17（又は第12条の12の12）各号に掲げる基準に適合するものであることを保証します。

なお、事業実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び他法令、本申請に係る事業計画並びに本誓約・保証書に従い、適正かつ誠実に業務を行います。

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎

※ 代表者印の押印は不要です。

〈元号〉〇年〇月〇日

環境大臣 殿

誓約書

認定を受けた廃棄物の種類に応じた条文を記載してください。

(一般廃棄物の場合は、第6条の16第2号と記載。産業廃棄物の場合は、第12条の12の11第2号と記載。)

当社、〇〇株式会社は申請にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の16第2号(又は第12条の12の11第2号)の基準に適合することを示す書類として事業改善計画書及び財務諸表(貸借対照表、損益計算書等、解釈を含む。)等の書類を申請時のみでなく当分の間毎年報告することを誓約します。

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎

※ 代表者印の押印は不要です。

共同申請者一覧

	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	備考
1	〇〇株式会社	代表取締役 環境 太郎	東京都千代田区霞が関一丁目 2 番 2 号	代表申請者
2	△△株式会社	代表執行役 △△ △△	東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号	
3	□□協同組合	代表理事 □□ □□	東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号	

〈元号〉〇年〇月〇日

環境大臣 殿

同意書

認定を受けた廃棄物の種類に応じた条文を記載してください。

(一般廃棄物の場合は、第9条の9第1項と記載。産業廃棄物の場合は、第15条の4の3第1項と記載。) ※以下、下線部についてもそれぞれ対応。

当社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の9第1項（又は第15条の4の3第1項）に規定する環境大臣の認定を受けたいので申請をいたしますが、当該申請については、別添「共同申請者一覧」に記載されている〇社が共同で行うこととし、（代表申請者名）が代表し一括して行うことに同意いたします。

また、認定がなされた場合における、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第6項及び第8項（又は第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第6項及び第8項）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の10（又は第7条の8において準用する第5条の10）の規定による変更の認定に係る申請及び変更の届出及び廃止の届出、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の24（又は第12条の12の13において準用する第6条の24）の規定による報告についても（代表申請者名）に一任し、（代表申請者名）が代表し一括して行うことに同意いたします。

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

名 称：△△株式会社

代表者の氏名：代表執行役 △△ △△

※ 代表者印の押印は不要です。

<元号>〇年〇月〇日

環境大臣 殿

他社製品の取り扱いに係る同意書

認定を受けた廃棄物の種類に応じた条文を記載してください。

(一般廃棄物の場合は、第9条の9第1項と記載。産業廃棄物の場合は、第15条の4の3第1項と記載。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の9第1項（又は第15条の4の3第1項）に規定する環境大臣の認定を受けるにあたり、当社又は当組合が製造又は加工した製品が廃棄物となったものについて、他の共同申請者がその排出事業者から当該認定に係る処理の受託を行うことに同意するとともに、他の共同申請者が製造又は加工した製品が廃棄物になったものについて、当社又は当組合がその排出事業者と当該認定に係る処理の受託を行った場合は、当該製品を製造又は加工した各共同申請者に対し、都度、その内容の報告を行います。

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

名 称：△△株式会社

代表者の氏名：代表執行役 △△ △△

住 所：東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

名 称：□□協同組合

代表者の氏名：代表理事 □□ □□

※ 全て代表者印の押印は不要です。

広域認定変更申請書

〈元号〉 年 月 日

環境大臣 殿

住所、名称等は登記等の表記に
合わせ、省略しないこと。

認定を受けた廃棄物の種類に応じた条文
を記載してください。

(一般廃棄物の場合は、第9条の9第6
項と記載。産業廃棄物の場合は、第15条
の4の3第3項において準用する第9条
の9第6項と記載。)

申請者

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎

電話番号：03-XXXX-XXXX

※ 代表者印の押印は不要です。

〈元号〉〇年〇月〇日付け第〇号で認定を受けた廃棄物の広域的処理に係る特例について、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第6項（又は第15条の4の3第3項において
準用する第9条の9第6項）に規定する環境大臣の変更の認定を受けたいので、関係書類を
添えて申請します。

一般廃棄物の場合は下線部削除
(規則の文字は残すことに注意)

<p>1. 変更の内容 (規則第12条の12の13において 準用する(以下略)第6条の20第1 項第3号)</p>	
<p>2. 変更の理由 (規則第6条の20第1項第4号)</p>	
<p>3. 変更後の処理の開始予定年月日 (規則第6条の20第1項第5号)</p>	

備 考
・各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙「変更一覧」のと
おり」と記載し、変更の内容ごとに変更前・変更後の内容を記載した書類を添付すること
。

【担当者情報】

①氏 名：環境 花子

②住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

③所 属：〇〇株式会社 〇〇部 〇〇課

④連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX FAX：03-XXXX-XXXX

：Mail：XXX@XXX.XX.XX

広域認定変更届出書

〈元号〉 年 月 日

環境大臣 殿

住所、名称等は登記等の表記に
合わせ、省略しないこと。

認定を受けた廃棄物の種類に応じた条文
を記載してください。

(一般廃棄物の場合は、第9条の9第8
項と記載。産業廃棄物の場合は、第15条
の4の3第3項において準用する第9条
の9第8項と記載。)

申請者

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎

電話番号：03-XXXX-XXXX

※ 代表者印の押印は不要です。

〈元号〉〇年〇月〇日付け第〇号で認定を受けた廃棄物の広域的処理に係る特例について以下
の事項について変更を行ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第8項
(又は第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第8項)の規定により、関係書類
を添えて届け出ます。

一般廃棄物の場合は下線部削除
(規則の文字は残すことに注意)

<p>1. 変更の内容 (規則第12条の12の13において 準用する(以下略))第6条の21の2 第1項第3号)</p>	
<p>2. 変更の理由 (規則第6条の21の2第1項第4号)</p>	
<p>3. 変更の年月日 (規則第6条の21の2第1項第5号)</p>	

備 考

- この届出書は、廃止等の生じた日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙「変更一覧」のとおり」と記載し、変更の内容ごとに変更前・変更後の内容を記載した書類を添付すること。

【担当者情報】

- 氏 名：環境 花子
- 住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号
- 所 属：〇〇株式会社 〇〇部 〇〇課
- 連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX FAX：03-XXXX-XXXX
：Mail：XXX@XXX.XX.XX

広域認定廃止届出書

〈元号〉 年 月 日

環境大臣 殿

住所、名称等は登記等の表記に
合わせ、省略しないこと。

申請者

認定を受けた廃棄物の種類に応じた条文
を記載してください。

(一般廃棄物の場合は、第5条の10と記
載。産業廃棄物の場合は、第7条の8に
おいて準用する第5条の10と記載。)

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎

電話番号：03-XXXX-XXXX

※ 代表者印の押印は不要です。

〈元号〉〇年〇月〇日付け第〇号で認定を受けた廃棄物の広域的処理に係る特例について以
下の事項について廃止を行ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の10
(又は第7条の8において準用する第5条の10)の規定により、関係書類を添えて届け出ま
す。

一般廃棄物の場合は下線部削除
(規則の文字は残すことに注意)

1. 廃止した事業の範囲
(規則第12条の12の13において
準用する(以下略))第6条の23第1
項第3号)

2. 廃止の理由
(規則第6条の23第1項第4号)

3. 廃止の年月日
(規則第6条の23第1項第5号)

備 考

- 1 この届出書は、廃止等の生じた日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙「変更一覧」のとおり」と記載し、変更の内容ごとに変更前・変更後の内容を記載した書類を添付すること。

【担当者情報】

- ①氏 名：環境 花子
- ②住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号
- ③所 属：〇〇株式会社 〇〇部 〇〇課
- ④連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX FAX：03-XXXX-XXXX
：Mail：XXX@XXX.XX.XX

広域認定変更申請及び変更及び廃止届出書

<元号> 年 月 日

環境大臣 殿

認定を受けた廃棄物の種類に応じた条文を記載してください。

(一般廃棄物の場合は、第9条の9第6項及び第8項並びに同施行令第5条の10と記載。産業廃棄物の場合は、第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第6項及び第8項並びに同施行令第7条の8において準用する第5条の10と記載。)

住所、名称等は登記等の表記に合わせ、省略しないこと。

申請者

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎

電話番号：03-XXXX-XXXX

※ 代表者印の押印は不要です。

<元号>〇年〇月〇日付け第〇号で認定を受けた廃棄物の広域的処理に係る特例について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第6項及び第8項（又は第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第6項及び第8項）並びに同施行令第5条の10（又は同施行令第7条の8において準用する第5条の10）の規定により、関係書類を添えて変更の申請、変更及び廃止の届出をいたします。

<p>1. 変更の内容及び廃止した事業の範囲 ((規則第12条の12の13において読みかえて準用する(以下略))第6条の20第1項第3号、第6条の21の2第1項第3号及び第6条の23第1項第3号)</p>	<p>一般廃棄物の場合は下線部削除 (規則の文字は残すことに注意)</p>
<p>2. 変更及び廃止の理由 (規則第6条の20第1項第4号及び第6条の21の2第1項第4号及び第6条の23第1項第4号)</p>	
<p>3. 変更後の処理の開始予定年月日、変更及び廃止の年月日 (規則第6条の20第1項第5号及び第6条の21の2第1項第5号及び第6条の23第1項第5号)</p>	

備 考

・各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙「変更一覧」のとおり」と記載し、変更の内容ごとに変更前・変更後の内容を記載した書類を添付すること。

【担当者情報】

①氏 名：環境 花子

②住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

③所 属：〇〇株式会社 〇〇部 〇〇課

④連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX FAX：03-XXXX-XXXX

：Mail：XXX@XXX.XX.XX

広域認定変更及び廃止届出書

〈元号〉 年 月 日

環境大臣 殿

認定を受けた廃棄物の種類に応じた条文を記載してください。

(一般廃棄物の場合は、第9条の9第8項並びに同施行令第5条の10と記載。産業廃棄物の場合は、第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第8項並びに同施行令第7条の8において準用する第5条の10と記載。)

申請者

住所、名称等は登記等の表記に合わせ、省略しないこと。

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号
 名 称：〇〇株式会社
 代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎
 電話番号：03-XXXX-XXXX

※ 代表者印の押印は不要です。

〈元号〉〇年〇月〇日付け第〇号で認定を受けた廃棄物の広域的処理に係る特例について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第8項（又は第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第8項）並びに同施行令第5条の10（又は同施行令第7条の8において準用する第5条の10）の規定により、関係書類を添えて変更及び廃止を届け出ます。

1. 変更の内容及び廃止した事業の範囲
 ((規則第12条の12の13において読みかえて準用する(以下略))第6条の21の2第1項第3号及び第6条の23第1項第3号)

一般廃棄物の場合は下線部削除
 (規則の文字は残すことに注意)

2. 変更及び廃止の理由
 (規則第6条の21の2第1項第4号及び第6条の23第1項第4号)

3. 変更及び廃止の年月日
 (規則第6条の21の2第1項第5号及び第6条の23第1項第5号)

備 考

- 1 この届出書は、廃止等の生じた日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙「変更一覧」のとおり」と記載し、変更の内容ごとに変更前・変更後の内容を記載した書類を添付すること。

【担当者情報】

- ①氏 名：環境 花子
- ②住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号
- ③所 属：〇〇株式会社 〇〇部 〇〇課
- ④連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX FAX：03-XXXX-XXXX
 : Mail：XXX@XXX.XX.XX

広域認定変更申請及び廃止届出書

〈元号〉 年 月 日

環境大臣 殿

住所、名称等は登記等の表記に
合わせ、省略しないこと。

認定を受けた廃棄物の種類に応じた条文
を記載してください。

(一般廃棄物の場合は、第9条の9第6
項並びに同施行令第5条の10と記載。産
業廃棄物の場合は、第15条の4の3第3
項において準用する第9条の9第6項並
びに同施行令第7条の8において準用す
る第5条の10と記載。)

申請者

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎

電話番号：03-XXXX-XXXX

※ 代表者印の押印は不要です。

〈元号〉〇年〇月〇日付け第〇号で認定を受けた廃棄物の広域的処理に係る特例について、廃
棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第6項（又は第15条の4の3第3項において準
用する第9条の9第6項）並びに同施行令第5条の10（又は同施行令第7条の8において準用
する第5条の10）の規定により、関係書類を添えて変更の申請及び廃止の届出をいたします。

1. 変更の内容及び廃止した事業の範囲
（規則第12条の12の13において読みか
えて準用する（以下略）第6条の20第1
項第3号及び第6条の23第1項第3号）

一般廃棄物の場合は下線部削除
（規則の文字は残すことに注意）

2. 変更及び廃止の理由
（規則第6条の20第1項第4号及び第6条
の23第1項第4号）

3. 変更後の処理の開始予定年月日及び廃
止の年月日
（規則第6条の20第1項第5号及び第6条
の23第1項第5号）

備 考

- ・各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙「変更一覧」のとおり」と記載し、変更の内容ごとに変更前・変更後の内容を記載した書類を添付すること。

【担当者情報】

①氏 名：環境 花子

②住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

③所 属：〇〇株式会社 〇〇部 〇〇課

④連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX FAX：03-XXXX-XXXX

：Mail：XXX@XXX.XX.XX

広域認定変更申請及び変更届出書

〈元号〉 年 月 日

環境大臣 殿

住所、名称等は登記等の表記に
合わせ、省略しないこと。

認定を受けた廃棄物の種類に応じた条文
を記載してください。

(一般廃棄物の場合は、第9条の9第6
項及び第8項と記載。産業廃棄物の場合
は、第15条の4の3第3項において準用
する第9条の9第6項及び第8項と記
載。)

申請者

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎

電話番号：03-XXXX-XXXX

※ 代表者印の押印は不要です。

〈元号〉〇年〇月〇日付け第〇号で認定を受けた廃棄物の広域的処理に係る特例について、廃
棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第6項及び第8項（又は第15条の4の3第3項
において準用する第9条の9第6項及び第8項）の規定により、関係書類を添えて変更の申請
及び届出をいたします。

一般廃棄物の場合は下線部削除
(規則の文字は残すことに注意)

1. 変更の内容

(規則第12条の12の13において読みか
えて準用する(以下略)第6条の20第1
項第3号及び第6条の21の2第1項第3号
)

2. 変更の理由

(規則第6条の20第1項第4号及び第6条
の21の2第1項第4号)

3. 変更後の処理の開始予定年月日及び変
更の年月日

(規則第6条の20第1項第5号及び第6条
の21の2第1項第5号)

備 考

・各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙「変更一覧」のと
おり」と記載し、変更の内容ごとに変更前・変更後の内容を記載した書類を添付すること。

【担当者情報】

①氏 名：環境 花子

②住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

③所 属：〇〇株式会社 〇〇部 〇〇課

④連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX FAX：03-XXXX-XXXX

：Mail：XXX@XXX.XX.XX

広域認定報告書

〈元号〉 年 月 日

環境大臣 殿

住所、名称等は登記等の表記に
合わせ、省略しないこと。

認定を受けた廃棄物の種類に応じた条文
を記載してください。

(一般廃棄物の場合は、第6条の24と記
載。産業廃棄物の場合は、第12条の12
の13において準用する第6条の24と記
載。)

申請者

住 所：東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎

電話番号：03-XXXX-XXXX

※ 代表者印の押印は不要です。

〈元号〉〇年〇月〇日付け第〇号で認定を受けた廃棄物の広域的処理に係る特例について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の24（又は第12条の12の13において準用する第6条の24）の規定に基づき、〈元号〉〇年度の報告書を提出します。

1. 処理を行った廃棄物の種類ごとの数量

番号	廃棄物の種類	数 量 (t)	構成比※
1			
	合 計		

2. 処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量

番号	廃棄物の種類	数 量 (t)	構成比※
	合 計		

3. 再生品の種類ごとの数量

番号	再生品	数 量 (t)	構成比※
	合 計		

4. 熱回収により得られた熱量

番号	熱回収	熱 量 (kcal)	計算方法

5. 当該認定に係る廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行った措置

〈元号〉〇年度中の措置として、当該認定に係る廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、〇〇〇のような廃棄物の発生を抑制する製品設計の改良を行った結果、報告書のとおり、廃棄物発生量は、△△△となり、廃棄物の減量の効果がみられた。

備 考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までの広域認定に係る廃棄物の処理等について6月30日までに提出すること。
- 「構成比※」は「1. 廃棄物の種類ごとの数量」の合計に対して百分率で記載すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

【担当者情報】

- 氏 名：環境 花子
- 住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号
- 所 属：〇〇株式会社 〇〇部 〇〇課
- 連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX FAX：03-XXXX-XXXX
：Mail：XXX@XXX.XX.XX